

北周宗室の婚姻動向

- 「楊文・墓誌」を手がかりとして-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21186

北周宗室の婚姻動向 —「楊文懸墓誌」を手がかりとして—

会田大輔

要旨 南北朝時代から隋唐時代への変容を理解するためには、隋・唐の支配者層を輩出し、軍事制度の淵源を生み出したとされる西魏・北周の研究が欠かせない。しかし、従来、西魏北周の政治動向については、等閑視されてきた。そこで本稿では、西魏・北周における北周宗室宇文氏の婚姻動向を分析し、西魏・北周の皇帝・権力者が、多様な勢力をどのようにまとめていたかについて考察した。その際、手がかりとして注目した史料が、近年発見された「楊文懸墓誌」である。楊文懸は西魏・北周の功臣で漢人郡姓の楊寛の子である。彼の墓誌を分析することで、西魏・北周における弘農楊氏の位置が明らかになるとともに、北周前半期の宇文氏の婚姻動向の一端にも迫ることができるのである。

本稿では北周宗室の婚姻動向について、西魏・北周前半期・北周後半期に分けて、その変化を分析した。その結果、以下のことが明らかとなった。宇文氏は政権基盤を安定化するために、宇文泰・宇文護・武帝と権力者が変わるとたびに、胡族系元勲と繰り返し通婚し、関係強化を図っていた。しかし、楊堅による帝位篡奪に際し、胡族系元勲の多くが楊堅を支持しており、胡族系元勲との通婚が、北周の存続に結びつかなかった様子が窺える。一方、西魏・北周を通じて漢人郡姓との通婚は極めて少なく、緊密な婚姻関係を築くことはなかった。明帝は弘農楊氏との通婚を計画したが実現に至らず、宇文護は蘇威と通婚したが、それ以上、通婚を推し進めることはなかった。武帝親政期には漢人郡姓との通婚が見えないのみならず、官職削減・廢仏を断行したため、宇文氏と漢人郡姓との紐帯が薄れてしまった可能性が考えられる。実際、漢人郡姓の多くは、楊堅の帝位篡奪に際し、楊堅支持に回ってしまったのである。

キーワード：北周・宇文氏・弘農楊氏・婚姻

はじめに

南北朝時代から隋唐時代への変容を理解するためには、隋・唐の支配者層を輩出し、軍事制度の淵源を生み出したとされる西魏・北周の研究が欠かせない。しかし、近年、基本史料であ

る正史（『周書』）に、唐朝の作為が含まれていることが指摘されており^①、西魏・北周史の再検討が求められている。

そこでこれまで筆者は、支配者層の形成や諸制度の策定と密接な関係がある政治動向の面から、当該時代を再検討してきた。北魏の東西分裂後、西魏の実権を掌握した宇文泰は、恭帝3年（556）10月に没した。翌年（557）正月、宇文泰に後事を託された甥の宇文護は、宇文泰の嫡子覚を擁立して北周を建国し、天和7年（572）3月まで実権を握り続けた（以下、宇文護執政期と呼ぶ）。武帝は宇文護誅殺後、親政を開始し、建徳6年（577）には北齊を滅ぼして華北統一を果した。従来、宇文護執政期は、独裁政治や不適切な人材登用が行われ、「親周帝派」と「宇文護派」が暗闘した時代と理解されてきた。一方、宇文護を誅殺し、華北統一を果たした武帝は、隋唐の先駆者として描かれてきた^②。しかし、武帝の華北統一は、宇文護の集権政策を引き継ぐことによって実現したのである^③。筆者は別稿で、北周から唐初の石刻史料・佛教史料などに、宇文護を称賛する記述が散見され、『周書』と異なる宇文護像が存在していたことを指摘し、佛教政策・幕僚の人的構成などから宇文護執政期について再検討した。その結果、宇文護は胡族系元勲（主に北鎮出身者）・閔中漢人郡姓・入閔山東貴族・その他の胡漢の功臣・佛教勢力など多様な勢力に配慮して北周をまとめていたことを知ることができた^④。しかし、別稿では宇文護執政期の再検討を試みたに過ぎず、西魏・北周政治史全体を見直すことはできなかった。また、西魏・北周の皇帝・権力者と諸勢力の具体的な紐帯の様相については検討できなかった。

そこで本稿では、西魏・北周における北周宗室の婚姻動向に注目してみたい。布目潮渢氏の唐初の婚姻政策研究や佐藤賢氏の北魏宗室の婚姻政策研究^⑤にみられるように、宗室の婚姻関係には当時の政治状況が顕著に反映されている。西魏・北周は様々な集団が結集して成立した王朝である。北周宗室の婚姻動向を分析することは、西魏・北周の皇帝・権力者が、多様な集団をどのようにまとめようとしていたかを理解する鍵となるであろう。

北魏から隋唐にかけての胡族の婚姻関係については、長部悦弘氏や謝宝富氏の研究がある^⑥。両氏は、北魏から隋唐にかけて徐々に胡族と漢族の通婚が増加したが、西魏・北周の胡族と山東名族との間には通婚が生じなかつたと述べている^⑦。しかし、両者の研究は、北魏から隋唐にかけて胡族の婚姻関係がどのように変化したかを追ったものであり、政治状況とからめて婚姻動向の分析を行ったわけではない。

北周宗室の就任官職・動向については、前島佳孝氏の研究があり、その婚姻関係については、毛漢光氏と楊翠微氏の研究がある^⑧。毛漢光氏は、宇文氏の婚姻事例の約七割が元氏・胡族で占められていること、宇文氏と漢人郡姓の婚姻事例が少ないと指摘し、宇文氏が元氏・胡族と通婚することで北周の安定を図ったとする。楊翠微氏は、宇文氏の婚姻事例のうち、約五割が西魏時代のいわゆる「八柱国十二大将軍」^⑨を中心とする胡族であることを指摘し、宇文

氏は胡族を重視し、婚姻を通じた緊密な紐帯が存在していたとする。両氏の研究によって、宇文氏と胡族系元勲の緊密な関係が明らかとなった。しかし、両氏は西魏から北周末までの婚姻を一括して捉えており、時期ごとの婚姻動向の違いについては考慮していない。また、近年の研究成果を踏まえると、婚姻事例における胡漢の割合については修正が必要である⁽¹⁰⁾。

北周宗室の婚姻動向を考える上で興味深い史料が、近年発見された仁壽4年(604)作「楊文愬墓誌」である。楊文愬は西魏・北周の功臣の楊寬(弘農楊氏)の子である。『周書』・『隋書』などの正史史料に楊文愬の名は見えないが、彼の墓誌を分析することで、西魏・北周における弘農楊氏の位置が明らかになるとともに、北周前半期の宇文氏の婚姻動向の一端にも迫ることができるのである。

本稿では北周宗室の婚姻動向について、西魏・北周宇文護執政期・武帝宣帝親政期に分けて、その変化を追っていく。「楊文愬墓誌」については西魏時代の婚姻動向を分析した後、改めて取り上げたい。なお、北周宗室の範囲は、『周書』卷10～卷13に立伝された人物(宇文泰兄弟の子孫)とする。

1. 西魏における元氏・宇文氏の婚姻動向

(1) 西魏宗室(元氏)の婚姻動向

北周宗室の婚姻動向を見ていく前に、西魏時代における西魏宗室の婚姻動向を確認しておきたい⁽¹¹⁾。佐藤賢氏の研究によると、北魏後半期の宗室元氏は、山東貴族(特に崔・盧・鄭・趙郡李氏)・外戚勢力との通婚が多く、代北諸姓・閔中漢人郡姓との通婚は比較的少なかった⁽¹²⁾。では、西魏宗室の婚姻動向はどのようなものだったのだろうか。

西魏皇帝の皇后を見していくと、初代皇帝の文帝(元寶炬・孝文帝孫)は、即位以前に妃とした乙弗氏(吐谷渾系・母は孝文帝第四女)を皇后としたが、柔然懷柔のために大統4年(538)2月に乙弗氏を廃し、柔然の可汗である阿那瓌の娘(郁久閻氏)を皇后とした⁽¹³⁾。2代皇帝の廢帝(文帝長子)は、大統元年(535)正月に皇太子となった際に宇文泰の娘を妃とし、即位後、皇后とした⁽¹⁴⁾。最後の恭帝(文帝四子)は、西魏初期の元勲の若干恵(武川鎮出身)の娘を妃とし、即位後、皇后とした。

次に永熙3年(534)の孝武帝入閔以後における西魏宗室の公主の降嫁先をまとめると第1表のようになる。これを見ると、西魏皇帝の娘(真公主)の多くが、西魏の実権を掌握していた宇文氏やその親族に降嫁していることがわかる。一方、宗室の娘(仮公主:西魏時代に公主を拜した宗室女性)は、胡族系元勲の賀拔勝や漢人郡姓の司馬裔に嫁いでいる。また西魏宗室と宇文氏の関係を深めるため、宇文泰の甥の宇文護は、『隋書』卷50・元孝矩伝に、

時見周太祖專制，將危元氏，孝矩每慨然有興復社稷之志……其後周太祖爲兄子晉公護娶孝

第1表 西魏時代における公主（元氏）の降嫁先

公 主 名	降嫁先	婚姻相手の本貫・親族・特記事項	出 典
馮翊長公主	孝武帝の妹	宇文泰	武川鎮・西魏の実権者 周 1・9
晋安公主	文帝の娘	宇文覺	宇文泰嫡子（後の孝閔帝） 周 9
元 氏	文帝の娘	宇文震	宇文泰の子 周 13
義陽公主	文帝の娘	竇 照	扶風平陵（匈奴） ⁽¹⁵⁾ ・竇毅の子 *北周時代？ 旧唐 183
金明公主	文帝の娘	尉遲迥	代人（武川鎮）・宇文泰の姉の子 周 21
襄楽公主	文帝の娘	韋世康	京兆・韋夐の子 周 31
安楽公主	西魏皇帝の娘？	王 頌	樂浪（武川鎮） ⁽¹⁶⁾ ・王盟（宇文泰の母の兄）の孫 周 20
元 氏	元子均（景穆太子の曾孫）の娘	宇文護	武川鎮・宇文泰の甥 *公主を挙したか不明 隋 50
襄城公主	獻文帝の曾孫の娘	司馬裔	河内溫 ⁽¹⁷⁾ *婚姻自体は北魏末の可能性あり。 大統 15 年（549）に郡公主を挙す。 周 36 庚 13
楽安公主	元遷（字は叔照。景穆太子の曾孫）の娘	賀拔勝	武川鎮・賀拔岳の兄 *大統 5 年（539）に郡公主を挙す。 庚 16 魏 19 上
化政公主	元翌（昭成帝子孫）の娘	塔 寒	柔然・阿那瓌の兄弟 魏 15 北 98
長楽公主	宗室の娘	伊利可汗	突厥の可汗 周 50

魏：『魏書』 周：『周書』 隋：『隋書』 北：『北史』 旧唐：『旧唐書』 数字は巻数

庚：庚信撰・倪璠注・許逸民校点『庚子山集注』（中華書局、1980年） 数字は巻数

矩妹爲妻，情好甚密。

時に周太祖専制し、將に元氏を危うくせんとするを見て、孝矩毎に慨然として社稷を興復するの志有り……其の後、周太祖、兄の子の晉公護の爲に孝矩の妹を娶りて妻と爲す、情好甚だ密なり。

とあるように、宇文泰の命を受けて、宇文泰の専制に不満を抱いていた元孝矩の妹（元子均の娘）を娶っている。

また、北方遊牧民の強大化をうけ、西魏の文帝が柔然から皇后を迎えたのみならず、柔然・突厥に公主を降嫁している。しかし、いずれも西魏皇帝の娘（真公主）ではなく、宗室の娘（假公主）である。藤野月子氏は、北魏時代の和蕃公主は恩寵的色彩を有していたが、北魏の東西分裂後、自国存続のための政略手段へ変容したことを指摘している⁽¹⁸⁾。

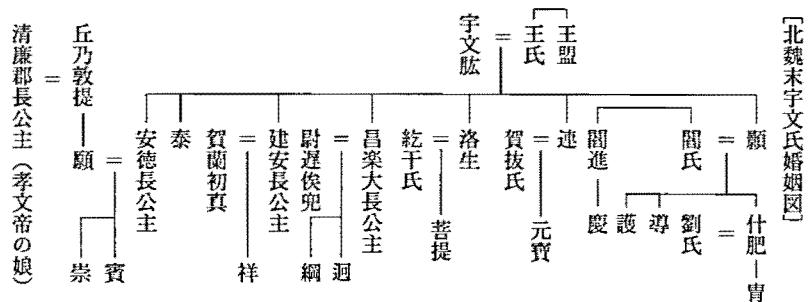
上記のことから、西魏宗室の婚姻動向は、北魏後半期と大きく異なっていたことがわかる。特に文帝は西魏の実権を掌握していた宇文泰及びその親族と複数の婚姻関係を結んでいた。宇文泰を懷柔する文帝の思惑も存在したであろうが、西魏宗室との結びつきを強化し、権威向上を図る宇文泰の意向が強く反映したものと思われる。一方、わずか一例ながら、京兆韋氏（韋

北周宗室の婚姻動向

世康）と文帝の娘の通婚が確認できる点も興味深い。長安に都を置いた西魏宗室および宇文泰が、関中漢人郡姓に配慮したことを示していよう。西魏宗室は、山東貴族との通婚を重視した北魏後半期と異なり、関中亡命政権という形に適応するため、西魏の実権を握った宇文泰一族・胡族系元勲・関中漢人郡姓と通婚したのである⁽¹⁰⁾。

(2) 宇文泰の婚姻関係

次に西魏時代に大丞相に就任して実権を握った宇文泰の婚姻関係を見てみよう。北魏末の宇文氏は、主に武川鎮を中心とした胡族の「豪傑」層と通婚していた⁽²⁰⁾。



では、西魏成立後はどうであろうか。宇文泰の娘婿をまとめると第2表のようになる。宇文泰の娘婿は、西魏宗室（後の廢帝）と胡族系元勲で占められており、「八柱国クラス」の李弼・于謹や「十二大將軍クラス」の李遠・達奚武・竇熾、彼らとはほぼ同格でありながら西魏前半期に没してしまった若干惠・劉亮などの子弟と通婚している⁽²¹⁾。「八柱国十二大將軍クラス」や西魏前半期に没してしまった元勲のうち、宇文泰の近親以外の武川鎮出身者は、趙貴・獨孤信・侯莫陳兄弟（順・崇）・李虎・楊忠・賀拔勝・若干惠・念賢・寇洛などであるが、宇文泰と通婚しているのは若干惠と獨孤信（宇文毓と獨孤信の娘）のみである。宇文泰は武川鎮を中心とした通婚関係・交友関係に頼らず、西魏成立の過程で協力を得た胡族系元勲の子弟を婿としたのである。なお、北周建国後には、北魏末に關中の実権を掌握していた賀拔岳（武川鎮出身）の子の賀拔緯や「十二大將軍クラス」の楊忠の子の楊瓊が宇文泰の娘を娶っている。

『周書』卷25・李賢伝附李基伝には、西魏の廢帝年間（551-553）のこととして、

時太祖諸子，年皆幼冲，章武公導・中山公護復東西作鎮，唯託意諸婿，以爲心膂。基與義城公李暉・常山公于翼等俱爲武衛將軍，分掌禁旅。

時に太祖の諸子、年皆幼冲にして、章武公導・中山公護復た東西に作鎮し、唯だ意を諸婿に託し、以て心膂と爲すのみ。基と義城公李暉・常山公于翼等と俱に武衛將軍と爲り、禁旅を分掌す。

第2表 宇文泰娘婿

娘 婿	公主名	本 貴	父 親	出身地	出 典
李 晉	義安長公主	胡・遼東襄平 ⁽²²⁾	李 騰	平城付近?	周 15
李 基	義婦公主	胡・臨西成紀 ⁽²³⁾	李 遠	高平鎮	周 25
于 翼	平原公主	胡(鮮卑)・河南洛陽	于 謹	洛陽	周 30
若干鳳	宇文氏	胡(鮮卑)・代郡武川	若干惠	武川鎮	周 17
竇 穀	襄陽公主	胡(匈奴)・扶風平陵 ⁽²⁴⁾	叔父:竇熾	平城付近?	周 30
史 雄	永富公主	胡(ソグド) ⁽²⁵⁾ ?・建康表氏	史 寧	撫寧(冥)鎮	周 28
劉 祖	西河長公主	胡 ⁽²⁶⁾ ?・中山	劉 亮	不明	周 17
達奚□	宇文氏	胡(鮮卑)・代	達奚武	汧城鎮?	北周七女碑 ⁽²⁷⁾
元欽(西魏廢帝)	宇文氏	胡(鮮卑)・河南洛陽	西魏文帝	洛陽	北 13
賀拔緯*	宇文氏	胡(鮮卑)・神武尖山	賀拔岳	武川鎮	周 14
楊 璞*	順陽公主	胡(鮮卑)?・弘農華陰	楊 忠	朔州(武川鎮)	隋 44

周:『周書』 隋:『隋書』 北:『北史』 数字は巻数 *は北周時代の婚姻

とある。宇文泰は三人の兄を北魏末の動乱で失くし、兄の妻子は東魏の首都の鄰に抑留され、そのうち男子は高歡によって殺害されてしまった。そのため、兄の子の宇文導・宇文護、姉の子の賀蘭祥・尉遲迴、母の兄の王盟などのほかに信頼できる親族がいなかった。宇文泰自身も大統元年(535)の西魏の実権掌握時に29歳(満年齢では28歳。以下、年齢は満年齢で示す)前後で、その子は廢帝年間になっても幼年であった。そこで宇文泰は積極的に胡族系元勲との通婚を進め、娘婿たちを頼りにしたのである⁽²⁸⁾。

次に西魏における宇文氏の婚姻動向(宇文泰の娘婿以外)をまとめると第3表のようになる。宇文泰やその子の正妻(皇后)は、西魏宗室・胡族系元勲(独孤信:武川鎮出身)で占められている。漢族系の夫人も存在するが、その親族・系統が判明する事例は少ない。漢族系の夫人の場合、名族以外や没官された女性を後宮に入れて夫人とした可能性が考えられる。例えば宇文邕の夫人李氏は南朝梁の捕虜出身である⁽²⁹⁾。これは、北魏前期の皇帝の婚姻動向と類似している。佐藤賢氏によると、北魏前期は山東系二流氏族・朝貢国(皇女・敗戦國の皇女・帰順勢力)の親族・身寄りを失った者などが皇帝の婚姻相手や後宮にいれられる対象であった⁽³⁰⁾。

以上のことから、西魏時代には宇文氏と閔中漢人郡姓・入閔山東貴族との通婚が見られず、宇文泰は胡族系元勲との通婚を重視していたことがわかる。また武川鎮出身者との通婚は少なく(若干惠の子と宇文泰の娘・独孤信の娘と宇文毓)、西魏成立の過程で協力を得た胡族系元勲と通婚している様子が窺えた。

では、宇文泰は閔中漢人郡姓や入閔山東貴族とどのように紐帯を結ぼうとしたのだろうか。西魏では盛んに胡姓の賜与を行ったが、大統15年(549)頃より宇文姓を閔中漢人郡姓(河東薛氏:薛善・薛端、河東柳氏:柳敏、京兆韋氏:韋孝寬・韋琪、敦煌令狐氏:令狐整)や入閔山東貴族

北周宗室の婚姻動向

第3表 西魏における宇文氏の婚姻動向

宇 文 氏		婚姻相手	婚姻相手の親族・本貫	出 典
宇文泰		元氏（皇后）	兄：孝武帝	周9
		叱奴氏	代人	周9
		達步干氏	茹茹人	周13
		烏六渾氏	胡？	烏六渾氏墓誌 ⁽³¹⁾
		權氏	漢姓・秦州天水	權氏墓誌 ⁽³²⁾
		姚氏	系統不明	周13
		王氏	系統不明	周13
宇文毓（明帝）	泰の子	独孤氏（皇后）	父：独孤信・雲中人（武川鎮）	周9
		徐氏	漢姓	周13
宇文震	泰の子	元氏	父：西魏文帝	周13
宇文覲（孝閔帝）	泰の子	元胡摩（皇后）	父：西魏文帝	周9
		陸氏	系統不明	周13
宇文邕（武帝）	泰の子	李娥姿	漢・南朝出身	周9
宇文導	泰の甥	李氏	漢姓	周10
宇文護	泰の甥	元氏	父：元子均	隋50
宇文氏	泰の姪	叱列伏龜	胡・代郡西部人	周20

周：『周書』 隋：『隋書』 数字は巻数

（博陵崔氏：崔謙・崔說・崔猷、蔡陽鄭氏：鄭孝穆）などに賜与するようになった。宇文姓の賜与は、官位の上昇や封爵の授与を伴うのみならず、擬制的に宇文氏と同族として扱うことを意味しており、名譽なことであった。宇文泰は、閔中漢人郡姓や入閔山東貴族に対しては、通婚という形ではなく、宇文姓を賜姓することで関係強化を図った可能性が考えられる⁽³³⁾。

では、北周における宇文氏の婚姻動向はいかなるものだったのだろうか。章を改めて検討したい。

2. 弘農楊氏と北周宗室——「楊文瑟墓誌」を中心に——

(1) 「楊文瑟墓誌」概要

北周宗室の婚姻動向を検討する上で欠かせない史料が、近年、陝西省華陰県で出土した「楊文瑟墓誌」（仁壽4年（604）3月作成）である。墓誌の外形は48×48.5cmであり、文字数は30行×1行30字の合計882字である。現在、河南省千唐誌齋博物館に所蔵されている。拓本写真・録文は王其緯・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』③（線装書局、2007年）96-100頁（No.226）に掲載されている。以下にその録文を提示する。録文の行頭の数字は墓誌の原文の行数に対応している。なお、可能な限り墓誌中の字形を採用したが、便宜上一部は繁体字に改めた。紙幅の関係で全文の訓読・語訳は省略した。

【誌蓋】

大隋大都督／内史通事舍人普安縣開國男故楊府君之墓誌銘

【銘文】

01 大隋大都督內史通事舍人普安縣開國男故楊府君墓誌銘
02 君諱文悉，字文悉，恒農華陰人。本名惠，與皇弟勝王同字，諱改焉。其昌源
03 懿緒，羽儀世胄，英才偉德，冠冕時宗。若乃四處方牧之嘉庸，五陟台槐之令問，
04 固以彰乎家譜，著自國圖，可得而略也。祖恭公，魏侍中・司空・華州刺史。父元公，
05 魏左僕射・太子太傅・周大將軍・少冢宰・大御正・梁州十九州總管，贈華陝五州
06 刺史。衣繡光乎世及，服袞嗣乎家聲。並望允具瞻，德隆熙載。君風局整峻，神用
07 韶警，頗尚經史，尤工騎射。周明帝雅相賞異，許以國姻。謂君頭似尼丘山，乃賜
08 勅以丘為名，以少尼為字，蓋擬倫於孔甫也。既稟承尚之旨，行降肅雍之儀。屬
09 帝崩，事竟寢。及建德，旌舉賢彥，務盡才能，起家為匠師上士。大象云季，周鼎將
10 遷。時皇上道薦賓門，功深納薦，肇開霸鄰，盛引英僚。調為大丞相府士曹。寔
11 幹心膂，肆勤薄領。大象二年，第二兄上開府上明公，周靜帝登極普賜爵，石城
12 縣開國男，廻以授公。尋遷都督，又勞陳力疎功之賞也。大隋膺運，敷奏俟才。
13 開皇元年，首為通事舍人。被服絳衣，便繁丹殿，儀形音旨，高視等夷。二年，進大
14 都督。未幾改封普安縣男。錫玉之典，非由恩澤，遷社之命，諒在庸勲。四年，除郡
15 州司馬，未遑之任，仍降勑留，重補內史通事舍人，大都督・男如故。飛縷紫複，
16 載伍階闈之臣，端笏青蒲，有穆喉腎之用。七年，母憂去職。誠乃枕苦茹感，攀枯
17 纏哀，而權奪有章，金革無避。君廉踰讓玉，絜邁推金，問遺不入於門，貨殖弗干
18 乎慮。持身秉操，謹慎周密。加以深明法律，洞識情偽。方當恪勤奉主，清白効官，
19 聘直轡於昌衢，奮逸翮於霄路。嗟乎，美志弗遂，竟以免歸。雖累誤在物，愆尤非
20 己，自以冠一免，不可再襲。於是杜賓遊，絕慶弔，栖遲衡泌，居常待終，斯亦介士
21 之為也。春秋卅有七，開皇九年夏四月廿二日，遇疾卒於京師太平坊舍。嗚呼
22 哀哉。君州里之儕民，皇家之令族。志厲霜雪，才兼文武。值開闢之運，奉睿
23 聖之君。然而身未服青紫，名弗齒侯將，遽違昭世，不其惜乎。粵仁壽四年三月
24 丁酉朔廿四日庚申，歸窆于華州華陰縣東原舊塋，禮也。哲昆上儀同・廬州刺
25 史・西河公，悲四羽之長訣，痛三荊之永分，載銘沉璧，式播遺芬。其辭曰，
26 世積昌緒，門傳素德，有惕四知，無累三惑。翼翼紳珮，恂恂儒墨，師帝佐王，經邦
27 艱國。於穆顯考，高馳令名，猗歟上哲，載緝前聲。寶運勃興，皇家受命，王官庇蟻，
28 侯服從政。豈伊異人，繁我同姓，絕景將邁，搏胥未矯。志事僊睽，天年竟及，辟彊
29 帝族，玄成相門。材惟棟幹，質乃琅璠，非鷺寵辱，實憑籠樊。徒庶三已，終渝九原，
30 命或脩短，理必推謝。孰後百齡，誰先万化。去昭昭之白日，襲悠悠之長夜。

楊文瑟は、西魏・北周の功臣で『周書』卷22に立伝されている楊寛の子である。正史に彼の記録は無く、墓誌によってその存在が明らかとなった。彼の兄には楊文思（『隋書』卷48・墓誌）・楊紀（『隋書』卷48・墓誌）・楊矩（墓誌）の三人が確認されている⁽³⁴⁾。「楊文瑟墓誌」の冒頭（2行目）には、

本名惠，與皇弟滕王同字，詔改焉。

本名は惠，皇弟滕王と字を同じくす，詔して改む。

とあり、本名は楊惠であったが、隋の文帝の弟の楊瓊（一名は慧=恵・『隋書』卷44）と同姓同名であったため、詔によって改名させられたことが記されている。

楊文瑟の経歴をみると、彼は廢帝2年（553）に生まれ、建德年間（572.3-578.3）に匠師上士（正三命）⁽³⁵⁾で起家した後、墓誌の9~11行目に、

大象云季，周鼎將遷。時皇上道薦賓門，功深納麓，肇開霸鄰，盛引英僚。調為大丞相府士曹。寔幹心膂，肆勤薄領。大象二年，第二兄上開府上明公，周靜帝登極普賜爵，石城縣開國男，廻以授公。

大象云に季にして、周鼎將に遷らんとす。時に皇上（隋文帝）、道は賓門（賢才を推挙する機構：出典は『尚書』舜典）を薦んにし、功は納麓（大政を総覧すること：出典は『尚書』舜典）に深く、肇めて霸鄰（=霸業）を開き、盛んに英僚を引く。調されて大丞相府士曹と為る。寔に心膂に幹え、肆に薄領（=簿領）に勤む。大象二年、第二兄上開府上明公、周靜帝登極して普く爵を賜い、石城縣開國男は、廻して以て公に授く。

とあるように、大象2年（580）に楊堅が大丞相に就任した際、その幕僚である丞相府士曹參軍（正三命相当？）⁽³⁶⁾に登用された。その後、兄の上明公楊紀から封爵（石城縣開國男）を回授されている。隋建国後は、通事舍人（從6品）⁽³⁷⁾に就任し、普安縣男に封じられている。しかし、開皇7年（587）に母⁽³⁸⁾の喪に服した後、

嗟乎，美志弗遂，竟以免歸。雖累誤在物，愆尤非己，自以冠一免，不可再製。

嗟乎，美志遂げず，竟に以て免歸す。累誤物に在り、愆尤己に非ずと雖も、自ら以えらく冠一たび免げば、再び製うべからず⁽³⁹⁾。

とあるように、理由は不明だが連座によって免職されている⁽⁴⁰⁾。彼は開皇9年（589）4月に長安（京師太平坊）において37歳（満年齢では36歳）で没し、仁壽4年（604）3月に弘農楊氏の

本貫である華州華陰県の東原に遷葬された⁽⁴¹⁾。墓誌は兄の楊矩（上儀同・廬州刺史・西河公）が撰している⁽⁴²⁾。

（2）北周明帝による弘農楊氏との婚姻計画

「楊文慈墓誌」の中で注目すべき記事は、7~9行目に見える起家する前の記事である。

君風局整峻，神用韶警，頗尚經史，尤工騎射。周明帝雅相賞異，許以國姻。……既真承尚之旨，併降肅雍之儀。屬帝崩，事竟寢。

君、風局は整峻にして、神用は韶警（才智が明らか）、頗る經史を尚び、尤も騎射に工みなり。周明帝、雅に相い賞異し、許すに國姻を以てす。……既に承尚（降嫁を許す）の旨を稟け、肅雍⁽⁴³⁾の儀を降すを行つ。屬ま帝崩じ、事、竟に寢む。

ここには、北周の二代皇帝明帝（在位 557.9~560.4）が楊文慈の才能を称賛し、北周宗室との通婚を図ったが、明帝没後に中止されたことが記されている⁽⁴⁴⁾。かりに権力者であった宇文護が楊氏との通婚計画を進めていた場合、明帝の死亡によって通婚を中止する必要はないことから、この計画は明帝主導で行われたとみてよいだろう。

では、なぜ明帝は楊文慈と通婚しようとしたのであろうか。楊文慈の生年は廢帝2年（553）であり、明帝期（557.9~560.4）にはまだ幼く、墓誌のいう能力評価は、通婚理由として考えられない。この通婚計画には当時の政治状況が関係していると思われる。北周では、孝閔帝元年（557）正月の建国以来、宇文泰の甥の宇文護が実権を掌握してきた。同年9月に宇文護が孝閔帝を廢して明帝を擁立した後、明帝は麟趾殿の開設・儒者の尊重といった文治主義的政治姿勢を示していた⁽⁴⁵⁾。さらに『周書』卷4・明帝紀・武成元年正月条に、

武成元年春正月己酉，太師・晉公護上表歸政，帝始親覽萬機。軍旅之事，護猶總焉。

武成元年春正月己酉，太師・晉公護，上表して政を歸し，帝始めて萬機を親覽す。軍旅の事，護猶お總べる。

とあるように、明帝は明帝3年（559）正月に宇文護の帰政をうけて、親政を開始した。同年8月、明帝は天王号を皇帝号に改め、年号（武成）を制定するなどの皇帝権強化を図った。こうした流れを受けて、明帝は婚姻政策でも独自性を發揮した可能性がある。明帝は文治主義的政治姿勢を示していたこともあり、胡族系元勲との通婚を重視していた西魏時代と異なり、婚姻を通じて閔中漢人郡姓との関係強化を図ったのではないだろうか。

明帝が閔中漢人郡姓のうち、弘農楊氏を選んだ背景には、幾つかの理由が考えられる。まず、

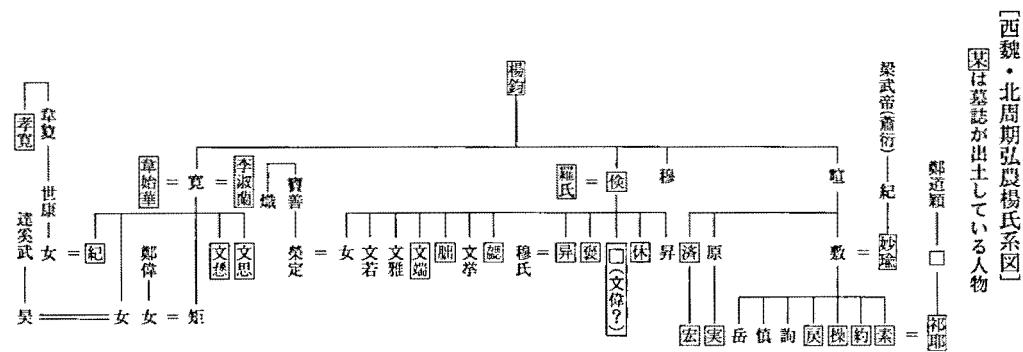
北周宗室の婚姻動向

関中漢人郡姓のうち、河東薛氏・河東柳氏・京兆韋氏などは宇文氏を賜姓されており⁽⁴⁶⁾、同姓不婚の原則によって通婚不可能であった。これに対し、弘農楊氏は越勤氏を賜姓されており、通婚可能であった⁽⁴⁷⁾。また、胡族と通婚していたこと（楊儕と羅氏、楊儕の娘と竇榮定、楊寛の娘と達奚昊）⁽⁴⁸⁾も一因になったと思われる。

しかし、より大きな要因として、弘農楊氏の政治的位置が影響しているであろう。文献史料・石刻史料をもとに作成した「西魏・北周期弘農楊氏系図」を参照しながら、西魏・北周初の弘農楊氏の状況について確認してみたい⁽⁴⁹⁾。西魏・北周に仕えた楊氏の中で最も著名な系統は、北魏末の六鎮の乱の際に恒州刺史であった楊鈞の子の系統（隋代の越国公楊素にちなんで越公房と称される）である。なかでも楊儕・楊寬兄弟は西魏に仕え、地方官・大丞相府幕僚として活躍した。楊儕は東秦州刺史・大丞相府諮議參軍・都督東雍華二州諸軍事などを歴任し、大統8年（542）に没した⁽⁵⁰⁾。楊寬は涇州刺史・東雍州刺史・南豳州刺史や大丞相府司馬を歴任し、漢中進攻などに活躍し、尚書左僕射・廷尉卿に就任した。北周建国後、明帝期に大將軍となり、明帝3年（559）5月の吐谷渾攻撃では賀蘭祥に従って功績をあげ、小冢宰（天官府副長官）・御正中大夫（天官府・皇帝の顧問官）⁽⁵¹⁾に就任した。また武成2年（560）には麟趾殿で經籍を参定している。越公房の本宗は甥の楊敷が継いでいたものの、西魏後半期・北周初には楊寬が実質的にリーダー格となっていた。そのほか西魏時代には、楊儕・寬の長兄暄の子の楊敷が大丞相府墨曹參軍に、楊儕の子の楊□（文偉？）が宇文泰の内親信・大丞相府參軍に、その弟の楊褒が宇文泰の親信になったように、一族から宇文泰の幕僚・近侍（親信）を数名輩出していた⁽⁵²⁾。

このように西魏時代の弘農楊氏（越公房）は、宇文泰の側近・幕僚を多数輩出し、地方官・軍事指揮官として活躍していた。その背景には、楊氏の本拠地である華陰（東雍州→554年華州と改名）が、宇文泰の覇府が置かれた華州（554年同州と改名。現在の陝西省大荔）に隣接しており、東魏・北齊との国境付近に存在していたことがあげられる。宇文泰は、郷兵を率いる弘農楊氏の影響力を考慮して、彼らを幕僚として取り立てたのであろう。

上記の検討を踏まえると、明帝は西魏時代の弘農楊氏の活躍・楊寬の功績・地位・姓（越勤



*系図の作成上、楊寛の子の兄弟順序は変更した。

姓)・婚姻関係などを考慮した上で、楊文懸との通婚を計画したものと思われる。

では、武成2年(560)4月の明帝没後、楊文懸との通婚が中止された背景は何であろうか。まずあげられる要因が、楊文懸の父の楊寬が、明帝死去の翌年(561)の梁州総管就任後、同年中に死去したことである⁽⁵³⁾。この時、楊文懸も含めて楊寬の子はまだ若年(文思542生・紀546生・矩549生)であった。そのため楊氏の影響力が低下した可能性が考えられる。

また、もう一つの要因として、明帝の皇帝権強化に対し、宇文護が不快感を抱いていたことがあげられる。両者の緊張関係は次第に高まり、武成2年(560)4月、明帝は宇文護によって毒殺されてしまった。結局、明帝が親政を行った期間は、明帝3年(559)正月から武成2年(560)4月までの1年4カ月にすぎなかった。明帝没後、武帝を擁立した宇文護は、再び軍事・行政の実権を掌握した。これ以後、北周宗室の婚姻も宇文護が取り仕切ったと考えてよい。彼は閔中漢人郡姓との関係強化の必要性は認めて、明帝主導の通婚は承認したくなかったのではないかだろうか。宇文護は、武成2年(560)時点で楊文懸が幼く、翌年に楊寬が死去したことをうけて、楊文懸と宇文氏の通婚を中止したものと思われる。その後、弘農楊氏と北周宗室の通婚は行われなかった。

楊寬没後、楊氏がどのような官職に就任したのか確認しておきたい。楊寬の子や甥などの官歴をまとめると第4表のようになる。楊寬の甥の楊敷は、保定・天和年間に司水中大夫(冬官府・水運)・司木中大夫(冬官府・木工)などを歴任したが、天和6年(571)の汾州刺史在任中に北斉と戦って捕虜となってしまった⁽⁵⁴⁾。『隋書』卷48・楊素伝には、

武帝親總萬機，素以其父守節陷齊，未蒙朝命，上表申理。帝不許，至於再三。帝大怒，命左右斬之。素乃大言曰「臣事無道天子，死其分也。」帝壯其言，由是贈敷爲大將軍，謚曰忠莊。拜素爲車騎大將軍・儀同三司，漸見禮遇。

武帝親ら萬機を總べるや、素、其の父節を守り齊に陥つるも、未だ朝命を蒙らざるを以て、上表して理を申す。帝許さず、再三に至る。帝大いに怒り、左右に命じて之を斬らしむ。素乃ち大言して曰く「臣、無道の天子に事え、其の分に死するなり」と。帝、其の言を壯とし、是に由りて敷に贈りて大將軍と爲し、謚して忠壯と曰う。素に拜して車騎大將軍・儀同三司と爲し、漸く禮遇せらる。

とあり、建徳元年(572)の武帝親政後も楊敷に贈官・謚がなされていなかったことが記されている。宇文護の幕僚(中外府記室参軍→礼曹參軍)で起家した楊敷の子の素は、武帝親政後も車騎大將軍・儀同三司に留まっていたが、北斉進攻に功績をあげ、司城下大夫(職掌不明。墓誌は司城下大夫:東宮官)・治東楚州事(墓誌は東楚州総管)に就任した⁽⁵⁵⁾。しかし、中央の要職に就くことはなかった。楊寬の甥の楊休・楊□(文偉?)・楊异・楊勰・楊朏や楊寬の子の楊文

北周宗室の婚姻動向

第4表 楊氏（楊煊・檢・寬の子孫）官歴表

系統	名	生年	歴任官職				出典
			西魏	宇文護執政期	武帝・宣帝期	楊堅期	
楊	敷	不明	左士郎中・祠部郎中・大丞相府墨曹參軍・廷尉少卿	載師下大夫・蒙州刺史・司水中大夫・陝州總管府長史・司木中大夫・汾州刺史	没	没	周 34
	原	不明	時期不明：□州刺史				彙 269
	濟	522	給事中・敷城郡守・行軍府掾	没	没	没	干 446
煊	素	544	—	中外府記室・礼曹參軍	司城下大夫・治東楚州事	汴州刺史・徐州總管	隋 48 彙 266
	約	550	—	—	華州主簿	不明	隋 48 彙 384
	操	551	—	時期不明：右侍・右庶衛・右侍伯・右胥附上士			干 445
	戻	556	—	—	華州主簿	没	干 446
	実	555	—	—	司齋下士	大丞相府親信	彙 269
	宏	553	—	—	宋王府參軍	不明	彙 201
	休	519	武平王掾・武鄉縣令	不明	不明	不明	彙 276
	□	522	宇文泰內親信・大丞相府參軍・治書侍御史・華州主簿	洪和郡守・大寧防主	廓州刺史・河源鎮將	没	彙 274 楊文偉？
檢	褒	531	宇文泰親信	没	没	没	王論文
	昇	533	—	寧都太守	左旅下大夫	行濟州事	隋 46 彙 203
	勰	536	内(中)書舍人	時期不明：納言・宣納上士・匠師・膳部下大夫			彙 110
	朏	537	—	時期不明：博陵太守・淮安鎮將・新蔡太守・建安太守・廣州刺史・霍州刺史			彙 107
	文端	541	—	中御上士	衛王府記室參軍	没	石文研
楊	文思	542	儀同三司・散騎常侍	治武都太守・治翼州刺史	朔州刺史・果毅左旅下大夫	隆州刺史	隋 48 彙 383
	紀	546	—	右侍・右游擊上士	魯山防主・安州總管府司錄・虞部下大夫	不明	隋 48 彙 228
	矩	549	—	陳王府記室參軍	陳王府属・左折衝・左侍伯上士・洛陽郡守	洛陽郡守	彙 382
	文慈	553	—	—	匠師上士	大丞相府士曹參軍	彙 226

周：『周書』 隋：『隋書』 数字は巻数

彙：王其偉・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』（線装書局、2007年） 数字は No

干：吳綱主編『全唐文補遺・千唐誌齋新藏專輯』（三秦出版社、2006年） 数字は頁数

王論文：王慶衛・王煊「隋代弘農楊氏統考——以墓誌銘為中心——」（『碑林集刊』12、2006年）

石文研：未報告。明治大学東アジア石刻文物研究所所蔵拓本を実見した。

思・楊紀・楊矩も、北周末まで軍事関係の中堅官僚（上士・下大夫）や州刺史などに留まっており、中央の要職や地方総管に就任した人物はない。地方官・軍事に関わっていることから、楊氏が一定程度の地位にあったことは窺えるものの、楊寛のように権力中枢で活躍する人物は登場しなかった⁽⁵⁶⁾。弘農楊氏が多数の高官を輩出するのは、楊堅が北周の帝位を篡奪し、隋を建国した後のことである⁽⁵⁷⁾。

では、その宇文護執政期（557-572.3）における北周宗室の婚姻動向は、どのようなものだったのだろうか。章を改めて検討したい。

3. 宇文護執政期における北周宗室の婚姻動向

(1) 宇文護の娘婿

宇文護は北周建国（557）後、大冢宰（天官府長官）・都督中外府諸軍事に就任し、北周の実権を掌握した。明帝3年（559）正月から武成2年（560）4月までは明帝が親政を行ったが、武成2年4月の武帝即位後、行政府の六府（天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官）を天官府に隸属させ、軍事・行政を掌握し、天和7年（572）3月に武帝に誅殺されるまで実権を握り続けた。

第5表は宇文護執政期における北周宗室の婚姻関係を示したものである。これを見ると宇文護の娘婿となったのは、胡族系元勲の于謹の孫于顥・達奚武の息子達奚果と、閔中漢人郡姓の蘇綽の息子蘇威である。

于謹は宇文泰の権力掌握の立役者で、西魏時代にも江陵攻撃の司令官を務めた「八柱国クラス」の元勲である。宇文泰没後も宇文護に協力して、北周の建国に貢献した⁽⁵⁸⁾。その後、太傅（三公）・大宗伯（春官府長官）などに就任し、元勲として重きをなし、天和3年（568）に76歳で没した。「八柱国クラス」の元勲（6人）のうち、李虎⁽⁵⁹⁾は大統17年（551）に、李弼は明帝元年（557）に没しており、趙貴・獨孤信は北周初に肅清され、宇文護執政期に生存していたのは、于謹と侯莫陳崇のみであった。そのうち、侯莫陳崇は保定3年（563）に自殺させられている。すなわち、于謹は最後の「八柱国クラス」であり、元勲中の元勲だったわけである。その息子で宇文泰の娘婿の于翼も、北周において軍司馬中大夫（軍事を扱う夏官府の要職）や司会中大夫（天官府・官僚のまとめ役）をつとめ、武帝に信任された⁽⁶⁰⁾。于謹の嫡子の于寔も西魏時代から軍功を重ね、北周建国後、民部中大夫（地官府・戸籍）や小司寇（秋官府副長官）などを歴任し、于謹没後に襲爵している。宇文護は、この西魏・北周で重きをなした于氏の中から、于謹の嫡孫で、于寔の嫡子にあたる于顥に娘を嫁がせているのである。

達奚果は胡族系元勲の達奚武の子である。達奚武は宇文泰の権力掌握に貢献し、西魏においては漢中攻略などに功績をあげ、「十二大將軍クラス」になった人物である。北周でも大司寇（秋官府長官）・大宗伯（春官府長官）・太保（三公）などを歴任し、北齊攻撃に一軍を率いて参加して元勲として重きをなし、天和5年（570）に67歳で没した。宇文護は、達奚武の第三子が

北周宗室の婚姻動向

第5表 宇文護執政期における北周宗室の婚姻動向

宇文氏		婚姻相手	婚姻相手の本貫（出身地）	父 親	時 期	出 典
新興公主	護の娘	蘇 威	漢・武功	蘇 紹	周代	周 23 蘇威妻宇文氏墓誌 ⁽⁶¹⁾
宇文氏	護の娘	于 頤	胡（鮮卑）・河南洛陽	祖父：于謹	周代	隋 60
宇文氏	護の娘	達奚果	胡（鮮卑）・代（汧城鎮？）	達奚武	周代？	北周七女碑
武帝	泰の子	阿史那氏（皇后）	突厥	木杆可汗	568年	周 9
		庫汗氏	胡・宮女		不 明	周 13
		馮 氏	漢姓・宮女		不 明	周 13
		薛 氏	漢姓・宮女		不 明	周 13
		鄭 氏	漢姓・宮女		不 明	周 13
宇文憲	泰の子	豆盧氏（妃）	胡（鮮卑）・昌黎（柔玄鎮）	豆盧永恩	明帝期	北 68
宇文俟	泰の子	陸須蜜多（妃）	漢・吳郡（長安？）	陸 通	565年	庚 16 步六孤須蜜多墓誌
宇文招	泰の子	竇含生（妃）	胡（匈奴）・扶風平陵（平城付近？）	竇 煉	560年	庚 16
		魯 氏	漢 姓		不 明	周 13
宇文達	泰の子	李氏（妃）	胡・隴西成紀（高平鎮）	李 賢	不 明	北 14
宇文適	泰の子	馬称心（妾？）	漢・雍州扶風・宮女		天和末？	馬称心墓誌
順陽公主	泰の娘	楊 璞	胡？・弘農華陰（朔州）	楊 忠	周代	隋 44
宇文氏	泰の娘	賀拔緯	胡（鮮卑）・神武尖山（武川鎮）	賀拔岳	周代	周 14
宇文氏	僕の娘	叱羅金剛	胡・代郡	叱羅協	566頃	宇文儉墓誌

周：『周書』 附：『隋書』 北：『北史』 数字は巻数

庚：庚信撰・倪璠注・許逸民校点『庚子山集注』（中華書局、1980年） 数字は巻数

蘇威妻宇文氏墓誌：王其祿・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』⑤（線装書局、2007年）No.484

歩六孤須蜜多墓誌：毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』10冊（線装書局、2008年）No.1378

馬称心墓誌：『隋代墓誌銘彙考』⑤No.417

宇文俟墓誌：『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No.1391

宇文泰の娘婿となっているにも関わらず、達奚武の第六子果に娘を嫁がせ、達奚武の旧爵を回授して高陽郡開国公に封じ、第四子・第五子よりも早く開府儀同三司に任じている。宇文護が、宇文泰の娘が嫁いでいる于氏と達奚氏に、自分の娘を嫁がせたのは、宇文護に協力的であった胡族系元勳の于氏と達奚氏との関係をより強固なものにするためだったと考えられる。

次に閔中漢人郡姓（武功蘇氏）の蘇威についてみていいたい。蘇威の父蘇紹は、宇文泰の側近として厚く信頼され、六条詔書を作成するなど西魏の制度整備に貢献した人物である。しかし、軍事的功績は殆どなく、大統12年（546）に没している⁽⁶²⁾。西魏時代に宇文氏と漢人郡姓の婚姻が殆ど見られなかったのに対し、宇文護は西魏時代に軍事面で功績をあげていない蘇紹

の子の蘇威に娘を嫁がせているのである。西魏時代に蘇綽の果した役割が大きかったこと、武功蘇氏が関中漢人郡姓に影響力を持っていたことから、宇文護は関中漢人郡姓の取り込みを図って蘇威と通婚したものと思われる⁽⁶³⁾。

(2) その他の北周宗室の婚姻動向

続いて、宇文護以外の宗室の婚姻動向についてみていきたい。まず、武帝の皇后についてみると、西魏の文帝と同様に北方遊牧民との関係を深めるため、突厥の木杆可汗の娘（阿史那氏・17歳）を娶っている。突厥と宇文氏との婚姻は、西魏時代から計画されていたが、突厥の変心により先延ばしになっており、北齊との激しい駆け引きを経て、北周の熱心な要請によって天和3年（568）に実現したものである⁽⁶⁴⁾。この結果、北齊は北周と突厥の共同作戦を警戒せざるを得なくなってしまった⁽⁶⁵⁾。突厥の存在感の大きさを示す婚姻事例である。

宇文護執政期には、宇文泰の娘と賀拔緯（賀拔岳の子）・楊瓊（楊忠の子）、宇文憲と豆盧永恩の娘、宇文招と竇含生（竇熾の娘・9歳）、宇文達と李賢の娘の婚姻に代表されるように、西魏時代と同様、胡族系元勲との通婚が主流である。宇文憲は婚姻時に15・6歳、宇文招も10代前半である。当時の男子の婚姻年齢は15歳程度（胡族系はさらに早婚）であり⁽⁶⁶⁾、宇文氏の婚姻年齢が特別若いわけではない。しかし、婚姻相手の選択に彼ら自身の意向が反映したとは考えられず、実権を握っていた宇文護の指示とみてよい。楊忠・竇熾は「十二大將軍クラス」であり、豆盧永恩の兄の豆盧寧と李賢の弟の李遠も「十二大將軍クラス」である。このことから、宇文護が胡族系元勲との関係強化を図っていたことがわかる。このうち武川鎮関係者の子は、宇文泰の娘を娶った賀拔緯と楊瓊のみであり、武川鎮関係者を優遇した様子は窺えない。

宇文達の岳父にあたる李賢は、「十二大將軍クラス」の李遠の兄である。李遠の子の基には、西魏時代に宇文泰の娘（義姫公主）が嫁いでいた。また、李賢・李遠兄弟は宇文泰に信任され、李賢は宇文邕（宇文泰4子・後の武帝）・宇文憲（泰の5子）を養育したことがあった⁽⁶⁷⁾。李遠も『周書』卷25・李遠伝に、

太祖又以第十一子達令遠子之，即代王也。其見親待如此。

太祖又た第十一子達を以て遠をして之を子とせしむ，即ち代王なり。其の親待せらること此の如し。

とあるように宇文達（泰の11子）を養育している。しかし、李遠は北周建国後の孝闵帝元年（557）9月に、宇文護暗殺計画に連座して自殺させられてしまい、宇文泰の娘婿であった李基も保定元年（561）に没してしまった。宇文護執政期に、李遠に養育された宇文達に李賢の娘が嫁いでいることは、北周初に崩れた李氏との関係を再び強化する目的があったものと思われる。

楊瓚の父楊忠は「十二大將軍クラス」であり、保定2年（562）に大司空（冬官府長官）に就任している。北周建国後も北齊攻撃などに活躍したが、宇文護に与しなかったとされる⁽⁶⁰⁾。また、楊忠の嫡子楊堅の妻（獨孤伽羅）が、北周建国直後に宇文護によって自殺に追い込まれた獨孤信の娘であることから、楊忠・楊堅は反宇文護的人物とみなされている⁽⁶¹⁾。しかし、宇文護執政期に、楊忠の子の楊瓚（楊堅の弟）に武帝の妹（順陽公主）が降嫁しているのである。『北史』卷71・隋宗室諸王・楊瓚伝には、

尚周武帝妹順陽公主。……瓚素與帝不協，……瓚妃宇文氏，素與獨孤皇后不平。

周武帝の妹順陽公主を尚す。……瓚、素より帝と協わず、……瓚の妃宇文氏、素より獨孤皇后と平らかならず。

とあり、楊堅・獨孤氏夫妻と弟の楊瓚・宇文氏夫妻の仲が悪かったことが記されている。また『北史』卷71・隋宗室諸王・楊整伝には、

整娶同郡尉遲綱女，生智積。……帝曰「……我有同生二弟，並倚婦家勢，常憎疾我。……父母亡後，二弟及婦又譏我，言於晉公。」……始，文帝龍潛時，與景王不睦，太妃尉氏又與獨孤皇后不相諧。

整、同郡の尉遲綱の女を娶り、智積を生む。……帝（楊堅）曰く「…………我、同生の二弟（楊整・楊瓚）有り、並びに婦家の勢に倚り、常に我を憎疾す。……父母亡き後、二弟及び婦、又た我を讒し、晉公に言う」と。……始め、文帝龍潜たる時、景王（楊整）と睦まず、太妃尉氏又た獨孤皇后と相い諧わず。

とあり、二弟（楊整・楊瓚）が楊堅のことを宇文護に讒言したという記事が見える。このことから、楊堅と宇文護の関係が悪かった可能性はあるが、楊忠の一族と宇文護の関係までもが悪かったとはいえない。むしろ、宇文護は獨孤信の娘が嫁いでいた楊氏に対し、武帝の妹を楊堅の弟の楊瓚に降嫁させ、改めて楊氏との関係強化を図ったものと思われる。

上記の胡族系元勲との婚姻に比べ、北周宗室と漢人の婚姻は少ない。武帝・宇文追の夫人には漢人と思われる女性が存在しているが、彼女達はいずれも宮女出身であり、その父祖の事績は殆どわからない。父祖の事績が判明する漢人との通婚は、宇文俟（14歳）と陸須蜜多（陸通の娘・13歳）の事例があげられるにとどまる⁽⁶²⁾。陸須蜜多は呉郡陸氏の陸通の娘である。陸氏は、陸通の曾祖父載の代に劉裕の長安攻略に参加して敗北したため、北朝に仕えるようになった一族である⁽⁶³⁾。陸通は、北魏の東西分裂時に、宇文泰に信任されて武将として活躍し、歩六孤姓を賜与され、北周建国後には小司空（冬官府副長官）・大司寇（秋官府長官）を歴任した。弟

の陸逞も宇文泰・宇文護に信任され、北周建国後に中外府司馬（宇文護幕僚）・小司馬（夏官府副長官）などを歴任している⁽⁷²⁾。しかし、彼らは南朝に出自を持っており、北魏における動向も殆どわからないことから、郡姓といえるほどの基盤を持っていなかったと考えられる。このことから、宇文儕と陸氏の婚姻は、宇文泰・宇文護に抜擢された寒門漢人と北周宗室との結びつきを強化する意味が強いように思われる。

また、宇文護側近との通婚には、叱羅協の事例があげられる。叱羅協は、胡族系武人であるが、元黒クラスではない。彼は大統3年（537）に西魏の捕虜となった後、宇文泰の大丞相府幕僚を歴任し、漢中・四川進攻で活躍し、北周建国後に宇文護に抜擢され、その側近（中外府長史・司会中大夫）として活躍した⁽⁷³⁾。天和元年（566）に行われた彼の息子の金剛と宇文儕の娘との婚姻は、『周書』卷11・宇文護伝附叱羅協伝に、

協既受護重委，冀得婚連帝室，乃求復舊姓叱羅氏。護爲奏請，高祖許之。

〔叱羅〕協，既に〔宇文〕護の重委を受け、婚を得て帝室に連なるを冀い、乃ち舊姓叱羅氏に復すを求む。護、奏請を爲し、高祖之を許す。

と記されている⁽⁷⁴⁾。叱羅協は宇文姓を返上してまで、宇文氏との婚姻を求めており、宇文護はそれを許している。このとき宇文儕は15歳であることから、彼自身の意向が反映したとは考えられず、宇文護の指示とみるべきである。側近として活躍していた叱羅協に対する論功行賞としての意味合いが強いであろう。

また婚姻関係ではないが、宇文護が博陵崔氏の崔猷の第三女を養女（富平公主）としていることも注目に値する⁽⁷⁵⁾。崔猷は孝武帝に従い入閔した博陵崔氏一族であり、西魏において六官制の制定などに参与したのみならず、軍事面でも活躍し、北周建国後も御正中大夫・司会中大夫などを歴任し、宇文護の信任を受けた人物である。入閔山東貴族の中で政治・軍事の両面で活躍した博陵崔氏は貴重な存在であった⁽⁷⁶⁾。宇文護が博陵崔氏の崔猷の娘を養女としたことは、北周宗室と入閔山東貴族の関係を深める目的があったと考えられる。崔猷は宇文姓を賜っていたため⁽⁷⁷⁾、同姓不婚の原則によって宇文氏との通婚は不可能であった。そのため、宇文護が崔猷と関係を深めるためには養子という手段しかなかったのである。

ここで宇文護執政期の婚姻動向をまとめたい。宇文護は宇文泰と同じく胡族系元黒との通婚を重視し、なかでも既に宇文泰の娘婿となっていた于氏・達奚氏と、再度通婚して関係強化につとめた。また、楊氏・李氏など北周初に關係が悪化した一族とも通婚し、關係回復を図った。その一方で、蘇威・陸通・叱羅協との通婚や崔猷の娘を養女とするなど、閔中漢人郡姓・寒門出身の側近・入閔山東貴族との関係強化も図った。別稿で指摘したように、宇文護は多様な勢力に配慮して政治を行っていたが、宇文護執政期の婚姻動向も、その政治姿勢と合致している。

北周宗室の婚姻動向

なお、宇文護執政期も婚姻面で武川鎮関係者を優遇した様子は見られなかった。むしろ、「八柱国クラス」の元勲のうち、武川鎮出身の趙貴・独孤信が孝閔帝元年（557）に肅清され、侯莫陳崇も保定3年（563）に自殺させられている点に注意すべきであろう。

4. 武帝親政期・宣帝期における北周宗室の婚姻動向

(1) 武帝親政期

次に武帝親政期（572.3-578.6）の婚姻動向（第6表）をみてみよう。武帝は天和7年（572）3月に宇文護を誅殺し、建徳と改元して親政を開始した。この時期には、楊堅（楊忠の子）の娘（麗華）を皇太子贊の正妃とし、于象賢（于謙の孫）に武帝の娘（義陽公主）を降嫁している。楊堅の弟の楊瓊には、宇文護執政期に宇文泰の娘（順陽公主）が降嫁しており、于象賢の兄の于頴には宇文護の娘が嫁いでいた。武帝は既に宇文護執政期に通婚していた胡族系元勲の一族と再度通婚しているのである。また、年代が明確でないため武帝親政期と断定できないが、宇文氏の近親である胡族系元勲の尉遲綱・賀蘭祥・閻慶の子に、明帝・武帝の娘を降嫁し、親族間

第6表 武帝・宣帝親政期における北周宗室の婚姻動向

宇文氏		婚姻相手	婚姻相手の本貫（出身地）	父 親	時 期	出 典
宣 帝	武帝の子	楊麗華（皇后）	胡？・弘農華陰（陝州）	楊 堅	573年	周5・周9
		朱滿月（皇后）	漢・吳人・宮女		572年？	周9
		陳月儀（皇后）	胡？・潁川？（北齊系）	陳山提	579年	周9
		元樂尚（皇后）	胡（鮮卑）・河南洛陽	元 晨	579年	周9
		尉遲繁熾（皇后）	胡（鮮卑）・代（武川鎮）	祖父：尉遲迥	580年	周9
靜 帝	宣帝の子	司馬令姬（皇后）	漢？・河内（北齊系）	司馬消難	579年	周9
河南公主	明帝の娘	尉遲敬	胡（鮮卑）・代（武川鎮）	尉遲綱	不明	周20
宇文氏	明帝の娘	賀蘭師	胡（鮮卑）・代（武川鎮）	賀蘭祥	不明	周20
清都公主	武帝の娘	閻 眇	胡・河南河陰（雲中）	閻慶	572年？	周20
義陽公主	武帝の娘	于象賢	胡（鮮卑）・河南洛陽	于 寔	不明	周15 禽昌伯 妻宇文氏墓誌 于謙墓誌
宇文氏	某帝の娘	賀若簡	胡（鮮卑）・代	賀若敦	不明	賀若景悅墓誌
宇文達	泰の子	馮小欽（妾） ⁽⁷⁸⁾	北齊後主の淑妃・從婢		577年	周13・北14
宇文溫	亮の子	尉遲繁熾	胡（鮮卑）・代（武川鎮）	祖父：尉遲迥	不明	周9・北62

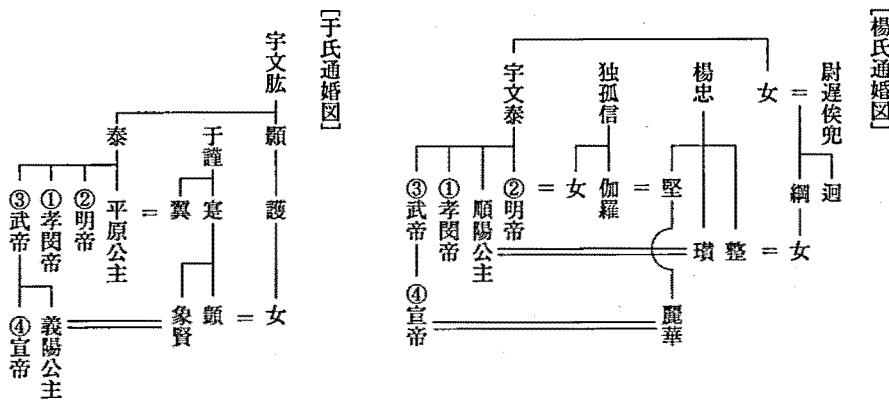
周：『周書』 北：『北史』 数字は巻数

禽昌伯妻宇文氏墓誌（拓本・録文）：『隋代墓誌銘彙考』③No.196

于謙墓誌（成亨4年（673）作）：氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在総合目録（増訂版）』（汲古書院、2009年）No.1325
*墓誌には「祖象賢、周駙馬都尉・尚義陽公主……禽昌縣公」とある。

賀若景悅墓誌（龍朔2年（662）作）：樊波「《元和姓纂》所記賀若愬・賀若弼家族世系修正」（『碑林集刊』15、2009年）

*墓誌には「曾祖敦……祖簡、周駙馬都尉・隋右衛大將軍」とある。賀若敦は保定末頃賜死しており、建徳初年に名譽回復している。武帝親政後に武帝か明帝の娘を降嫁された可能性が高い。



の関係強化を図った可能性がある。

ここで注目したいのは、武帝が建徳2年(573)9月に楊堅の娘（麗華・12歳）を皇太子贊（14歳）の正妃に迎えていることである。それまで北周では外戚が影響力を持つことはなかった。初代皇帝孝閔帝の岳父である西魏の文帝は北周建国時に既に没していた。二代皇帝明帝の岳父の独孤信（武川鎮出身）は、北周建国直後の孝閔帝元年（557）3月に自殺させられていた。三代皇帝武帝の岳父は突厥の木杆可汗であり、北周の外戚として勢威をふるうことはなかった。このような状況下で、武帝は胡族系元勲の楊氏から皇太子妃を迎えたのである。建徳2年（573）当時、楊忠は既に没しており、楊堅が後をついでいた。楊堅は左小宮伯下大夫（禁衛）・隋州刺史などを歴任していたが、未だ功績をあげていなかった。武帝は宇文護執政期に武帝の妹（順陽公主）と通婚していた胡族系元勲の楊氏の影響力を考慮し、関係強化を図って楊堅の娘（麗華）を皇太子妃に迎えたものと思われる⁽⁷⁹⁾。その後、楊堅は北齊進攻に功績を立て、建徳6年（577）に柱国に進み、定州総管・亳州総管などを歴任したが、武帝生存中は突出した地位に就くこともなく、勢威を振るう機会もなかった⁽⁸⁰⁾。しかし、宣政元年（578）6月に武帝が没して皇太子贊（宣帝）が19歳で即位すると、楊堅は大司馬（夏官府長官）や四輔官（大象元年正月設置の最高官）である大後丞・大前疑などを歴任し、権威が増大化した⁽⁸¹⁾。これが後の楊堅による北周篡奪につながるのである。

(2) 宣帝期

宣政元年（578）6月に武帝が没すると皇太子贊が19歳で即位した。宣帝の治世（578.6-580.5）は短いため、婚姻動向に関する情報も少ない。しかし、特筆すべき点として宣帝の複数皇后制（第7表）があげられる。宣帝は大象元年（579）2月に、皇帝位を息子の衍（静帝）に譲り、自らを天元皇帝と称した後、次々と皇后を冊立し、最終的に皇后であった楊麗華（楊堅の娘）を天元大皇后、妃の朱滿月（南朝出身）を天大皇后、陳月儀（北齊系武人の陳山提の娘）を天中大皇后、元楽尚（元辰の娘）を天右大皇后、尉遲繁熾（尉遲迥の孫）を天左大皇后とした⁽⁸²⁾。

北周宗室の婚姻動向

第7表 宣帝皇后表

名前	宣政元(578) 閏6月	大象元(579) 4月	大象元(579) 6月	大象元(579) 7月	大象2(580) 2月	大象2(580) 3月
楊麗華	皇后	天元皇后	同左	同左	天元大皇后	同左
朱滿月	妃	天元帝后	同左	天皇后	天大皇后	同左
陳月儀	一	一	德妃	天左皇后	天左大皇后	天中大皇后
元樂尚	一	一	貴妃	天右皇后	天右大皇后	同左
尉遲繁熾	宇文溫妻	同左	同左	同左	同左	長貴妃→ 天左大皇后

『周書』卷7・宣帝紀、『周書』卷9・皇后伝を参照して作成

このうち、南朝出身の朱満月は、家事に連座して後宮に入り、静帝を産んだことによって楊皇后の次に位置づけられたにすぎず、外戚は存在しない。一方、陳月儀・元楽尚は大象元年(579)6月にともに妃となり、翌月には天左皇后・天右皇后となっている。元楽尚の父は、西魏宗室の元晟(系統不明)であり、陳月儀の父は北齊に仕えていた陳山提である。陳山提は爾朱兆・高歡に仕え、北齊において東兗州刺史・謝陽王となり、北周武帝の華北統一時に降伏し、大將軍を拜授した胡族系とおぼしき武人である⁽³³⁾。北周皇帝が北齊出身者を皇后に迎えたのは、初めてのことである。宣帝は北齊系の取り込みも念頭に置き、陳月儀を皇后としたのではないだろうか。宣帝は北齊系武人の陳氏・西魏宗室の元氏を皇后とすることで、胡族系元勲に留まらない婚姻関係を築いたのである。

このことは、大象元年(579)7月に宣帝の子の静帝(6歳)の皇后に北齊系の司馬消難の娘(令姫)を冊立したことからも窺える。司馬消難は、北齊の勳貴の司馬子如の子であり、高歡の娘を娶った人物である。司馬子如は、西晋の司馬氏の子孫とされているが、『北齊書』卷18・司馬子如伝には、司馬子如の系譜を述べた後に「其自序云爾(其の自序しか云う)」とあり、『北齊書』の撰者である李百藥が、その系譜について疑念を抱いている様子が窺える。司馬消難は、北豫州刺史在任中に北齊の文宣帝の猜疑にあい、明帝2年(558)3月に北周に降伏し、建徳2年(573)には大司寇、北齊滅亡後には梁州総管となった⁽³⁴⁾。宣帝は大象元年(579)7月に司馬消難を大後丞に任命した後、彼の娘を静帝の皇后としている。北齊系の陳氏の天左皇后冊立とほぼ同時期であることから、宣帝は、北齊系の取り込みを図って静帝の皇后に司馬氏を迎えたものと思われる。ただし、陳氏は勳貴でも山東貴族でもなく、司馬氏も勳貴でありながら北周に亡命していることから、北齊系官僚にどこまで影響力を發揮できたかは不明である。

宣帝の皇后のうち、最も遅く皇后となった尉遲繁熾は、『周書』卷9・皇后伝に、

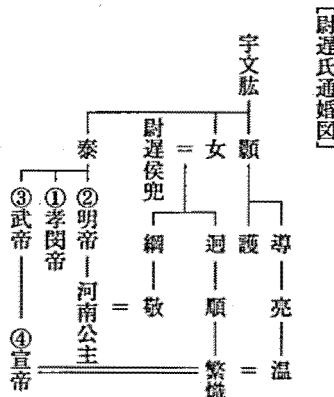
蜀國公迥之孫女。有美色。初適杞國公亮子西陽公溫，以宗婦列入朝，帝逼而幸之。及亮謀逆，帝誅溫，進后入宮，拜爲長貴妃。大象二年三月，立爲天左大皇后。

蜀國公迥の孫女。美色有り。初め杞國公亮の子の西陽公温に適き、宗婦の例を以て入朝し、帝逼りて之を幸す。亮の謀逆するに及び、帝、温を誅し、后を進めて宮に入れ、拜して長貴妃と爲す。大象二年三月、立てて天左大皇后と爲す。

とあるように、「十二大將軍クラス」で宇文泰の甥である尉遲迥⁽⁶⁵⁾の孫（父は順）で、元々宇文温（宇文泰の甥の孫）の妻であったが、美人であったため宣帝に関係を迫られてしまった女性である。宣帝は、温の父の亮の反乱を機に、大象2年（580）3月に温を誅殺して尉遲氏を長貴妃とし、さらに同月中に天左大皇后とした（当時14歳）⁽⁶⁶⁾。『周書』では宣帝の非道行為の一つに数えられている。

しかし、尉遲迥の孫娘を短期間で皇后に迎えることによって、宣帝は楊堅と尉遲迥の二人の胡族系元勲の外戚を持つことになったのである。当時、『隋書』卷1・高祖紀上に「高祖位望益隆、帝頗以爲忌。（高祖、位望益す隆え、帝頗る以て忌と爲す。）」とあるように、宣帝と楊堅は緊張関係にあった⁽⁶⁷⁾。しかし、北齊系の陳氏・司馬氏では、北周の胡族系元勲に対する影響力が不足しており、楊堅に対抗できなかった。そこで、宣帝は「十二大將軍クラス」の生存者で、大前疑（四輔官の一つ）や相州総管（旧北齊領河北の軍政長官）を歴任していた尉遲迥の孫娘を皇后に迎えたのではないだろうか。尉遲迥は宇文泰の甥で、宇文氏にとって信頼できる人物であり、胡族系元勲に対する影響力も強かったと思われる。実際、大象2年（580）5月に宣帝が21歳の若さで没し、楊堅が北周の実権掌握を図ると、尉遲迥は相州で挙兵している⁽⁶⁸⁾。

なお、西魏・宇文護執政期に通婚していた突厥は、建徳元年（572）に木杆可汗が没し、他鉢可汗が即位すると、北周との友好関係を維持する一方で、北齊との関係強化も図った。さらに北齊滅亡後の宣政元年（578）には、突厥に亡命してきた高紹義（文宣帝第三子）を擁立し、北周に侵攻している⁽⁶⁹⁾。大象元年（579）以降、突厥は和親を模索し始め、他鉢可汗と攝団（他鉢可汗の甥・後の沙鉢略可汗）の両者が公主降嫁を求めてきた。そこで宣帝は、仮公主（宇文招の娘＝千金公主）の降嫁を決め、突厥との交渉を開始した。しかし、最終的合意に至らないうちに宣



帝は没してしまった。大象2年（580）5月に北周の実権を握った楊堅は、突厥を牽制し、尉遲迥と突厥の連携を防ぐために、他鉢可汗とは別に降嫁を求めていた攝団のもとに、千金公主を嫁がせた⁽⁹⁰⁾。その結果、楊堅は周隋革命を有利に進めることができたのである。

以上の婚姻動向をまとめると次のようになる。武帝は親政開始後、宇文護執政期に既に通婚していた胡族系元勲に対し、再度通婚して関係強化を図った。皇太子妃の選定に際しては、その影響力を考慮して胡族系元勲の楊堅の娘を選んだ。一方、宣帝は複数皇后制をしき、北齊系も視野に入れた婚姻を行った。また、楊堅に対抗するため、宇文泰の甥の尉遲迥の孫娘を天左大皇后とした。なお、この時期には閔中漢人郡姓との通婚は確認できない。

おわりに

本稿での検討をまとめると次のようになる。

- ① 西魏宗室は、山東貴族との通婚を重視した北魏後半期と異なり、西魏の安定化を図って宇文氏・胡族系元勲・閔中漢人郡姓と通婚した。一方、宇文泰は胡族系元勲との通婚を重視し、閔中漢人郡姓や入閔山東貴族とは通婚しなかった。宇文泰は、閔中漢人郡姓（薛・柳・韋）や入閔山東貴族（崔・鄭）に宇文姓を賜姓することで関係強化を図ったものと思われる。
- ② 北周の明帝は、閔中漢人郡姓との通婚を図り、功績・地位・同姓不婚の原則・婚姻関係などを考慮して、弘農楊氏（越公房）の楊寛の子の楊文憲を選んだ。しかし、明帝没後、実権を再掌握した宇文護によって明帝主導の婚姻計画は中止となった。なお、北周時代の楊氏は、地方官や軍事関係の中堅官僚となるに留まり、権力中枢で活躍する人物は輩出しなかった。
- ③ 宇文護は胡族系元勲との通婚を重視し、なかでも宇文泰と通婚していた于氏・達奚氏・李氏と再度通婚し、関係を強化した。また、胡族系元勲を重視する一方で、婚姻・養子によって、閔中漢人郡姓・寒門出身の側近・入閔山東貴族との関係強化も図った。
- ④ 武帝親政期には、宇文護執政期に通婚していた胡族系元勲と再度通婚することで政権の安定化を図った。一方、宣帝は複数皇后制を敷き、胡族系元勲のみならず、北齊系も視野に入れた婚姻を行った。また、楊堅に対抗するために宇文泰の甥の尉遲迥の孫娘を天左大皇后に迎えた。なお、武帝親政期・宣帝期に閔中漢人郡姓との通婚は見られなかった。

西魏・北周の宇文氏は、先行研究が指摘するように胡族系元勲と緊密な婚姻関係を結んでいた。しかし、「八柱国十二大將軍クラス」の趙貴・李虎（李淵の祖父）・侯莫陳氏（順・崇兄弟）・王雄との通婚が見られなかった。このうち、趙貴・李虎・侯莫陳氏は武川鎮出身者である。また、西魏前半に没した元勲のうち、武川鎮出身者である念賢・寇洛・梁禦・王德・雷紹とも通婚していない。既に第一章第二節で検討したように、宇文泰は武川鎮を中心とする通婚関係や交友関係に頼っていないのである。北周建国後も婚姻面で武川鎮関係者を優遇した形跡はなかっ

た。北周時代には武川鎮出身者の賀蘭祥・尉遲迴・尉遲綱（迴の弟）との通婚が確認できるが、その通婚理由は宇文泰の外甥であり、親族間の関係強化を図った点に求められる。むしろ、北周建国後に「八柱国クラス」のうち、武川鎮出身の趙貴・独孤信が肅清され、侯莫陳崇も自殺に追い込まれているのである。こうした点から、宇文氏は武川鎮出身の元勲との婚姻を通じた関係強化に消極的であった可能性が高い。

また、宇文氏は単に胡族系元勲との通婚を重視していただけではなく、政権基盤を安定化するため、宇文泰・宇文護・武帝と権力者が変わるたびに、于氏・達奚氏・楊氏・尉遲氏・李氏（李遠系）・竇氏などの「八柱国十二大將軍クラス」の胡族系元勲と繰り返し通婚し、関係強化を図っていた。裏を返せば、それだけ胡族系元勲の動向に神経をとがらせていましたことを意味している。実際、宣帝没後、楊堅によって帝位篡奪が行われてしまった。また、胡族系元勲との関係強化を図っていたにも関わらず、于氏・李氏・竇氏など多くの胡族系元勲が楊堅を支持しており⁽⁹¹⁾、胡族系元勲との通婚が、北周の存続に結びつかなかった様子が窺える。今後、西魏・北周から周隋革命にかけての胡族系元勲の動向についても考察する必要があろう。

一方、胡族系元勲との関係強化を優先したことや、関中漢人郡姓・入閔山東貴族に宇文姓を賜与したこと（同姓不婚）などにより、北周宗室は漢人郡姓と緊密な婚姻関係を築くことができなかった。明帝は弘農楊氏との通婚を計画したが実現に至らず、宇文護は蘇威と通婚したが、それ以上、関中漢人郡姓との通婚を推し進めるることはなかった。西魏・北周時代には弘農楊氏や博陵崔氏のように、関中漢人郡姓・入閔山東貴族と胡族系元勲との婚姻事例も確認でき、胡族系と漢人郡姓の間に婚姻を通じた紐帯が形成されつつあった⁽⁹²⁾。宇文氏はその紐帯網に参入することができなかつたのである。

武帝親政期には漢人郡姓との通婚が見えないのみならず、宇文護執政期に漢人郡姓の子弟の就官先となっていた都督中外諸軍事府を廃止し⁽⁹³⁾、六官制下の中大夫を一律に廃止し、漢人郡姓の就官先を減少させてしまった。さらに建徳3年（574）には廢仏を断行している。そのため宇文氏と漢人郡姓の間の紐帯は、急速に薄れてしまった可能性が考えられる。実際、韋氏・柳氏・楊氏・崔氏・鄭氏といった漢人郡姓の多くは、北周末の楊堅の帝位篡奪に際し、楊堅支持に回っている。

隋建国後、隋宗室楊氏は、胡族系元勲の竇氏・宇文氏（北周宗室とは別系統）・長孫氏・豆盧氏・李氏（李弼系）などと通婚する一方で、関中漢人郡姓（京兆韋氏・河東柳氏）・後梁蕭氏（南朝系：北周の傀儡政権）・入閔山東貴族（博陵崔氏）とも積極的に通婚するようになった⁽⁹⁴⁾。これは北周宗室の偏った婚姻動向を見直し、胡族系元勲と漢人郡姓の両方と、婚姻を通じた緊密な関係を構築しようとしたものと思われる。

なお、本稿では胡族系元勲の影響力を強調してきたが、その影響力の根源に存在していたと考えられる軍事力については、検討できなかった⁽⁹⁵⁾。今後の課題としたい。

注

- (1) 前島佳孝「西魏・八柱国の序列について——唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例——」(『史学雑誌』108-8, 1999年), 山下将司「唐初における『貞觀氏族志』の編纂と八柱国家の誕生」(『史学雑誌』111-2, 2001年) 参照。
- (2) Albert E. Dien "Biography of Yu-wen hu" (University of California Press, 1962), 高蘿華「宇文護述論」(『北朝研究』1992-3), 雷依群『北周史稿』(陝西人民教育出版社, 1999年), 山口正晃「北周の武帝——隋唐帝国の先驅者——」(『古代文化』52-8, 2000年), 楢本あゆち「西魏末・北周の御正について」(『名古屋大学東洋史研究報告』25, 2001年), 加藤国安『越境する庚信——その軌跡と詩的表象』(研文出版社, 2004年) など参照。呂春盛『閔隨集団の権力結構演変——西魏北周政治史研究——』(稻鄉出版社, 2002年) は, 宇文護についてはマイナスイメージでとらえている。しかし, 武帝については, 華北統一の功績を認めつつも, 権力の狭窄化が進行し, 廃仏政策で人心を失った可能性を指摘している。
- (3) 川勝義雄『魏晋南北朝』(講談社学術文庫, 2003年, 初出1974年) 408-409頁参照。
- (4) 宇文護執政期の再検討については, 拙稿①「北周「叱羅協墓誌」に関する一考察——宇文護時代再考の手がかりとして——」(『文学研究論集』〈明大・院〉23, 2005年), 拙稿②「北周「張僧妙碑」からみた宇文護執政期の仏教政策」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会——北朝隋唐期を中心』) (汲古書院, 2007年), 拙稿③「北周宇文護執政期再考——宇文護幕僚の人的構成を中心に——」(『集刊東洋学』98, 2007年) 参照。なお, 胡族系元勲とは, 西魏北周期の功臣のランク分けを行った藤堂光順「西魏北周期における「等夷」関係について」(『名古屋大学東洋史研究報告』8, 1982年) の成果を踏まえ, 主に北鎮出身者を中心とする「八柱国十二大將軍クラス」(藤堂氏はA・Bグループとする)の元勲をさす。彼らは胡族または胡化した漢族であることから, 本稿では胡族系元勲という用語を用いる。「勲貴」という用語は, 『周書』・『隋書』に一例も見えないことから用いない。入閔山東貴族とは, 北魏末の動乱により山東から閔中に移り住んだ(入閔)山東貴族をさす。堀井裕之「唐・李百萬撰「崔仲方墓誌」の分析——入閔博陵崔氏の性格をめぐって——」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会——北朝隋唐期を中心』) (汲古書院, 2007年) 参照。また本稿では便宜上, 閔中漢人郡姓に河東の郡姓も含めた。
- (5) 布目潮渢「唐朝初期の唐室婚姻集團——公主の婚家先を中心として——」(『隋唐史研究』京都大学東洋史出版会, 1968年), 佐藤賢「北魏後期における宗室の婚姻政策——北魏国家像の解明にむけて——」(『東洋文化研究』12, 2010年) 参照。
- (6) 謝寶富『北朝婚姻礼俗研究』(首都師範大学出版社, 1998年), 長部悦弘「北朝隋唐時代における胡族の通婚関係」(『史林』73-4, 1990年) 参照。
- (7) 近年では, 石刻史料の増加により, 胡族系元勲と入閔山東貴族(博陵崔氏)との間に通婚がなされていたことが判明している。前掲注(4)堀井論文参照。
- (8) 前島佳孝「北周の宗室」(『中央大学アジア史研究』34, 2010年), 毛漢光「閔隨集団婚姻圈の研究——以王室婚姻関係を中心——」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』61-1, 1990年), 楊翠微「西魏北周宇文氏家族之婚姻網」(『慶祝何茲全先生九十歳論文集』北京師範大学出版社, 2001年) 参照。
- (9) 前掲注(1)山下論文は, 「八柱国」という枠組みが唐代に創作されたとする。また, 前島佳孝氏は, 西魏北周の柱国と国公について検討した結果, 「八柱国十二大將軍」という括りが存在していなかったことを明らかにした。しかし, 前島氏は西魏において柱国を承受した人々と北周成立まで承受できなかった人々との間には明確な差違があったとする。そのため, 「八柱国クラス」という括り方を採用すると述べている。前島佳孝「柱国と国公——西魏北周における官位制度改革の一駒——」(『九州大学東洋史論集』34, 2006年)。本稿も前島氏によって「八柱国クラス」「十二大將軍クラス」と表記する。

- (10) 山下将司「西魏・北周における本貫の関連化について」(『早稲田大学教育学部学術研究 地理学・歴史学・社会科学編』49, 2001年), 前島佳孝「北周徒何綸墓誌銘と隋李椿墓誌銘——西魏北周支配階層の出自に関する新史料——」(『人文研紀要』(中央大学人文科学研究所) 55, 2005年) 参照。
- (11) 前掲注(8)毛漢光論文参照。
- (12) 前掲注(5)佐藤論文参照。
- (13) 『北史』卷13・后妃上参照。乙弗氏は皇后を廃された後、柔然の圧力で大統6年(540)に自殺させられた。柔然から皇后に迎えた都久閼氏は大統6年(540)に産褥で没した。
- (14) 『北史』卷13・后妃上・廢帝皇后宇文氏には「帝既廢崩、后亦以忠於魏室罹禍(帝既に廢崩し、后も亦た魏室に忠なるを以て禍に罹る)」とあり、宇文泰によって廢帝が殺害された際に、皇后宇文氏も殺害されたことが記されている。
- (15) 賀氏が匈奴の乾豆陵氏であることは、石見清裕「唐の建国と匈奴の費也頭」(『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院, 1998年, 初出1982年) 参照。
- (16) 北朝期の楽浪王氏については、園田俊介「北魏時代の楽浪郡と楽浪王氏」(『中央大学アジア史研究』31, 2007年) 参照。開皇7年(587)作「王懋墓誌」(宇文泰の母の兄王盟の子)に「其先世有入仕於魏者、重復加拓、遂爲拓王氏焉(其の先世魏に入仕する者有り、重ねて復た拓を加え、遂に拓王氏と爲す)」とあり、複姓を称していることから胡族と思われる。「王懋墓誌」については、楊宏毅・賀達忻「隋《王懋暨妻賀拔氏墓誌》考」(『碑林集刊』11, 2005年), 王其祿・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』①(線装書局, 2007年) No.060 参照。姚薇元『北朝胡姓考(修訂版)』(中華書局, 2007年)は拓王氏を高麗族とする。
- (17) 司馬氏は北魏宗室と複数の婚姻関係があった。前掲注(5)佐藤論文、堀内淳一「北魏における河内司馬氏——北朝貴族社会と南朝からの亡命者——」(『史学雑誌』119-9, 2010年) 参照。
- (18) 藤野月子「五胡北朝隋唐期における和蕃公主の降嫁——その時代的特質との関連について——」(『歴史学研究』855, 2009年) 参照。
- (19) 毛漢光氏は、元氏と宇文氏・胡族系元勲が密接な婚姻関係を結んだことにより、両者が一つの集團にまとまっていき、魏周革命後も宇文氏と元氏が敵対関係に陥ることがなかったとする。前掲注(8)毛漢光論文参照。ただし、実際には北周建国後、元氏と宇文氏の権力闘争が発生している。孝閔帝元年(557)2月に、趙貴・独孤信らが宇文護排除を計画して肅清される事件が発生したが、その際、元氏も連座している。『周書』卷4・明帝紀・明帝元年12月条には「甲午、詔曰「……元氏子女自坐趙貴等事以來、所有沒入爲官口者、悉宜放免。」(甲午、詔して曰く「……元氏の子女、趙貴等の事に坐してより以來、所有の沒入して官口と爲る者、悉く宜しく放免すべし。」)」とある。この事件については、周雙林「北周趙貴・独孤信事件考論」(『文史』1995-4), 前掲注(2)呂春盛書165-174頁参照。呂春盛氏は、趙貴・独孤信は西魏時代に既に宇文氏と緊張関係にあったとしている。
- (20) 谷川道雄「武川鎮軍閥の形成」(『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房, 1998年, 初出1982年) 参照。谷川氏は丘乃敦氏との婚姻については触れていない。庚信撰「周使持節・大將軍・広化郡開國公丘乃敦崇伝」『庚子山集注』卷11・傳(庚信撰・倪璠注・許逸民校点『庚子山集注』中華書局, 1980年) を参照した。丘乃敦氏の本貫は恒州代郡であるが、丘乃敦提は孝文帝の娘(清廉郡長公主)を娶っており、衛將軍・河交二州刺史を歴任している。その子の顥も徐州刺史となっており、北鎮との関係は窺えない。丘乃敦顥が宇文泰の妹を娶った時期や背景は不明である。丘乃敦顥とその妻子は北魏の東西分裂時に東魏に取り残され、天和4年(569)に息子の寶・崇のみが北周に帰還した。
- (21) 前掲注(9)前島論文は、竇熾を「十二大將軍クラス」と同格とし、大統13年(547)に没した若干惠が「八柱国クラス」と同格であったことを指摘している。
- (22) 李弼の一族が胡族であることは、前掲注(10)前島論文参照。
- (23) 李遠の一族が胡族であることは、前掲注(10)山下論文参照。

- (24) 前掲注(15)石見論文参照。
- (25) 山下将司「新出土史料から見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態——固原出土史氏墓誌を中心として」(『唐代史研究』7, 2004年)は、史寧がソグド系である可能性を指摘している。
- (26) 『北史』卷65・劉亮伝に「劉亮、中山人也、本名道德。父特真、位領人酋長。(劉亮、中山の人なり、本名は道德。父は特真、位は領人酋長。)」とあり、胡族の可能性が高い。前掲注(20)谷川論文参照。
- (27) 「北周七女碑」の録文・拓本は、氣賀澤保規「唐法門寺咸通十四年（八七三）舍利供養をめぐる一考察」(『駿台史学』97, 1996年)参照。1981年に陝西省法門寺の鐘楼が倒壊した際、北宋・慶曆5年（1054）作成の「普通塔記碑」(90×90cm)が発見され、その碑側部分（残存部縦70×幅15cm）に北周時代の題記が刻まれていた。文中に某氏の七子の名前と官職・妻についての記載があることから、「北周七女碑」と呼ばれている。「普通塔記碑」が正方形であること、南北朝時代に子の名前・婚姻状況を侧面に記す墓誌が散見されることから、北周の墓誌を再利用して作成された可能性が高い。氣賀澤保規「中国法門寺成立をめぐる一考察」(『富山大学教養部紀要人文社会科学篇』23-1, 1990年)も、「北周七女碑」が墓誌である可能性に言及している。

銘文は次の通りである。「□□□□□□□儀同三司渭南縣□□□□□□魏□□□□□□公之女□嫁宇文氏／□三子□□□略儀同三司東城□□□□□宇文周大祖文皇帝之女女嫁宇文氏／□四子□字光略大都督諾水□□□侯妻獨孤渾周大將軍晉原郡開國公之女女嫁庫狄氏／第五子吳字暉略大都督安□□□□侯妻越勤周大將軍華山郡開國公之女／第六子果字桃湯開府儀同三司高陽郡開國公妻宇文周大師大家宰晉國公之女／第七子□□□□□中都開國公妻□□周柱國中國公之孫／□□□□□□□□□□□□□開□□□……」

既に氣賀澤氏によって、第三子の義父が宇文泰、第六子の義父が宇文護、第七子の義理の祖父が李穆であること、李穆が申國公に封じられた天和2年（567）5月から、宇文護が誅殺された天和7年（572）3月の間に「北周七女碑」が作成されたことが判明している。

その他、第四子の義父の「獨孤渾周大將軍晉原郡開國公」は、北鎮出身の胡族で西魏に仕えて東秦州刺史・洛州刺史などを歴任し、北周建国後に大將軍・小司空となつた独孤渾貞である。「獨孤渾貞墓誌」によると、彼は武成2年（560）に没しており、碑の作成時には故人であった。「獨孤渾貞墓誌」の拓本・録文は、毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』10冊（線装書局、2008年）No.1343参照。第五子の義父の「越勤周大將軍華山郡開國公」は、西魏北周の功臣の楊寛である。『周書』卷22・楊寛伝参照。正史には楊寛が越勤氏を賜姓されたという記事は見えないが、『古今姓氏書辯證』卷13・十陽（上）・楊に「後周臨汾公楊勇、姓越勤氏」とあり、楊寛の甥の「楊勇（敷）」が「越勤」（勤は勤の誤字）を賜姓されたことがわかる。近年、越勤氏を称する弘農楊氏の墓誌が二例（「楊操墓誌」・「楊戻墓誌」：楊寛の甥楊敷の子）発見されており、弘農楊氏に越勤氏が賜姓されていたことが確認できる。「楊操墓誌」と「楊戻墓誌」の録文は、呉綱主編『全唐文補遺・千唐誌斎新藏專輯』（三秦出版社、2006年）445-446頁参照。また、「賀蘭祥墓誌」には、武成元年（559）の吐谷渾遠征に参加した人物名が列挙されており、その中に「大將軍越勤寛」が見える。楊寛は明帝期に大將軍を拝し、吐谷渾遠征にも参加していることから、ここに見える越勤寛は楊寛を指す。「賀蘭祥墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No.1346参照。

從来、「北周七女碑」の一族については、「北周七女碑」が法門寺から発見されたことから、西魏末に阿育王寺（後の法門寺）を建造し、西魏宗室のまとめ役を担つた「十二大將軍クラス」の拓跋育の一族ではないかとされてきた。しかし、1982年に陝西省長安県大兆郷で「拓跋育墓誌」が発見されている。彼の没年は明帝2年（558）であり、「北周七女碑」の作成時期と離れている。「拓跋育墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No.1339参照。

「北周七女碑」にみえる封爵・字に着目して、「北周七女碑」一族について検討すると次のようになる。第二子の封爵「渭南縣」（雍州京兆郡）に封じられた人物には、「十二大將軍クラス」の達奚武の第二子達奚基がいる（『周書』卷19・達奚武伝「子震嗣。……震弟基、車騎將軍・渭南縣子」）。

また、第六子果の封爵「高陽郡」(瀛州)に封じられた人物には達奚武がいる。『周書』卷19・達奚武伝には、達奚武が西魏の大統3年(537)に高陽郡公に封じられ、武成の初めに鄭国公に封じられたことが記されている。北周では封爵を親族に回授することがよくみられるところから、達奚武が息子に回授した可能性が考えられる。また、第三子の字が「□略」、第四子の字が「光略」、第五子の字が「暉略」であることから、「北周七女碑」一族は「略」が輩行であった可能性が高い。西魏・北周で字に「略」がつく人物には、楊荐(字は承略)・源雄(字は世略)・達奚震(字は猛略)の3名があげられる。このうち楊荐は宇文泰と同世代であることから、宇文泰・宇文護の娘をめとった「北周七女碑」一族と兄弟であるとは考えにくい。源雄は武帝の北齊進攻時に活躍した人物であり、彼の一族には西魏北周にあって、顕著な働きを示した人物がおらず、西魏北周の貴顕と婚姻関係を結べたとは考えにくい。達奚震は達奚武の子であり、大統初(535頃)に起家し、司右中大夫・華州刺史を歴任し、達奚武没後の天和6年(571)に柱国大将军に就任し、鄭国公に封じられた。父が「十二大将軍クラス」であったことから、「北周七女碑」一族のように貴顕と通婚関係にあったと考えられる。『周書』卷33・楊荐伝、『隋書』卷39・源雄伝、『周書』卷19・達奚震伝参照。さらに達奚武は、「北周七女碑」の作成時期(天和2年5月～天和7年3月)にあたる天和5年(570)10月に没している。封爵・字・墓主の死亡時期・貴顕との通婚関係を合わせて考えると、「北周七女碑」一族は達奚武の子である可能性が高い。

- (28) 前掲注(8)前島論文参照。于謹の子の于翼は11歳(満10歳)で宇文泰の娘(平原公主)を娶っており、宇文泰が胡族系元勲との通婚を急いでいた様子が窺える。『周書』卷22・于翼伝参照。また、大統3年(537)の沙苑の戦いで、叱列伏龜を捕虜にした際には、叱列氏が領民酋長の家柄で「豪門」であったことから、兄の宇文顥の娘を嫁がせている。『周書』卷20・叱列伏龜伝参照。
- (29) 『周書』卷9・皇后伝には「武帝李皇后名娥姿，楚人也。于謹平江陵，后家被籍沒。至長安，太祖以后賜高祖。(武帝李皇后名は娥姿，楚人なり。于謹江陵を平らげ、後の家籍没せらる。長安に至り、太祖后を以て高祖に賜う。)」とある。
- (30) 前掲注(5)佐藤論文参照。
- (31) 宇文泰の14子宇文通の母である。『周書』卷13・文閔明武宣諸子伝では宇文通の母を後宮とするのみである。「烏六渾氏墓誌」は咸陽空港で発見されたが、未だ正式な報告が出ておらず、拓本・録文ともに未公開である。邢福来・李明「咸陽発見北周最高等級墓葬」(『中国文物報』2001年5月2日)は、烏六渾氏を清河崔氏とする。しかし、陝西省考古研究所で「烏六渾氏墓誌」を実見した石見清裕氏は、「烏六渾より北周の掖庭に入り、宇文泰の第一四子をもうけた女性」と述べている。石見清裕「内蒙古・山西・寧夏・陝西・甘肃調査(二〇〇五・〇六年)」(『東方学』113, 2007年)参照。拓本・録文の公開が待たれる。
- (32) 宇文泰の10子宇文俟の母である。『周書』卷13・文閔明武宣諸子伝では宇文俟の母を後宮とするのみである。「權氏墓誌」は咸陽空港で発見されたが、未だ正式な報告が出ておらず、拓本・録文ともに未公開である。前掲注(31)邢福来・李明報告参照。
- (33) 前掲注(8)毛漢光論文、山下将司「西魏・恭帝元年「賜姓」政策の再検討」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』45-4, 1999年)、小林安斗「北朝末宇文氏政権と賜姓の関係」(『社会文化科学研究』6, 2002年)、佐川英治「孝武西遷と國姓賜与——六世紀華北の民族と政治——」(『岡山大学文学部紀要』38, 2002年)参照。
- (34) 「楊文思墓誌」については、『隋代墓誌銘彙考』④No.383参照。「楊紀墓誌」については、『隋代墓誌銘彙考』③No.228参照。「楊矩墓誌」については、『隋代墓誌銘彙考』④No.382参照。
- (35) 冬官の匠師中大夫の部下。匠師中大夫は城郭・宮室の制度や器物・度量を掌った。王仲華『北周六典』(中華書局、2007年、初版1979年)470-471頁参照。
- (36) 丞相府幕僚の官命については文献史料に記載がない。拙稿「西魏・北周羣府幕僚の基礎的考察——幕僚の官名・官品(官命)・序列を中心に——」(『明大アジア史論集』15, 2011年)において、西魏・北周の羣府幕僚の事例を収集し、その官命を推定した。

北周宗室の婚姻動向

- (37) 内史通事舍人のこと。内史令の部下。隋高祖期には 24 名置かれた。従 6 品。『通典』卷 21・職官三・中書省・通事舍人参照。
- (38) 楊寛の妻の韋始華（519-587）のこと。「韋始華墓誌」の拓本・録文は、『隋代墓誌銘彙考』①No. 059 参照。
- (39) 「冠一免」の出典は、『漢書』卷 72・貢禹伝「以職事爲府官所責，免冠謝。禹曰「冠壹免，安復可冠也。」遂去官。（職事を以て府官の責める所と爲り、冠を免げて謝す。禹曰く「冠壹たび免げば、安くんぞ復た冠すべけんや」と。遂に官を去る。）」である。前漢の貢禹が、職務上のことで問責された際、冠を脱いで謝り、一度冠を脱いだら、再びかぶることはできないと述べて辞職した故事。
- (40) 『隋書』卷 48・楊素伝に「開皇四年、拜御史大夫。其妻鄭氏性悍、素忿之曰「我若作天子，卿定不堪爲皇后。」鄭氏奏之、由是坐免。（開皇四年、御史大夫を拜す。其の妻鄭氏性悍、素之に忿りて曰く「我れ若し天子と作れば、卿定めて皇后と爲るに堪えず」と。鄭氏之を奏じ、是に由りて坐して免ぜらる。）」とあるが、楊素は開皇 5 年（585）10 月には信州総管となっており、楊文慈の免職と時期が異なっている。
- (41) 楊文慈は、仁壽 3 年（603）5 月 22 日に荊州で没した楊紀が華州華陰に埋葬された際に、ともに帰葬している。「楊紀墓誌」については、『隋代墓誌銘彙考』③No. 228 参照。室山留美子「隋開皇年間における官僚の長安・洛陽居住——北人・南人墓誌記載の埋葬地分析から——」（『都市文化研究』12、2010 年）は、開皇年間における官僚の帰葬状況をまとめ、「開皇年間において、北齊出身の山東氏族と弘農楊氏は郷里に帰葬しているが、そのほかのほとんどの氏族については長安と洛陽に葬地が集中している」とする。弘農楊氏は唐代前期まで本貫地埋葬を行っているが、唐代後期になると長安・洛陽に埋葬する事例が増加する。楊爲剛「中古弘農楊氏貴望与居葬地考論——以新出土誌爲中心——」（『碑林集刊』15、2009 年）参照。
- (42) 「楊矩墓誌」によると、彼は開皇 3 年（583）に上儀同三司となり、仁壽 2 年（602）に廬州刺史となっている。しかし、楊矩の封爵は晋熙県公であり、西河公となったことは見えない。「楊矩墓誌」については、『隋代墓誌銘彙考』④No. 382 参照。
- (43) 「肅雍」は、つつしみ和らぐという意。または婦徳を称える辞である。しかし、出典の『詩經』国風・召南・何彼穀矣の「曷不肅雍、王姬之車（曷ぞ肅雍せざらん、王姫が車に之くとき）」は、もともと王姫が諸侯に嫁ぐ情景をうたった歌であることから、ここでは公主が臣下に降嫁することをさす。
- (44) なお、王慶衛・王煊「隋代弘農楊氏統考——以墓誌銘爲中心——」（『碑林集刊』12、2006 年）は、楊文慈は北周宗室と通婚したとする。しかし、「楊文慈墓誌」に「屬帝崩、事竟寢（屬ま帝崩じ、事、竟に寝む）」とあり、明帝没後に楊文慈と北周宗室の婚姻は中止になっている。
- (45) 山崎宏「北周の麟趾殿と北齊の文林館」（『中国仏教・文化史の研究』法藏館、1981 年、初出 1972 年）参照。
- (46) 前掲注(33)山下論文参照。
- (47) 前掲注(27)参照。
- (48) 「楊儕妻羅氏墓誌」参照。録文は『全唐文補遺・千唐誌斎新蔵専輯』444 頁にある。楊寛の娘と達奚武の子の吳の通婚については、前掲注(27)参照。
- (49) 西魏・北周時代の弘農楊氏については、欠端実「隋代の弘農楊氏をめぐって」（『中国正史の基礎的研究』早稲田大学出版部、1984 年）が文献史料に基づいて紹介している。しかし、近年、北朝・隋代の弘農楊氏の墓誌が大量に発見され、情報が格段に増加している。王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述——以墓誌銘爲中心——」（『碑林集刊』11、2005 年）、前掲注(44)王慶衛・王煊論文参照。
- (50) 『周書』卷 22・楊寛伝附楊儕伝、「楊儕墓誌」参照。「楊儕墓誌」の録文は、『全唐文補遺・千唐誌斎新蔵専輯』442-443 頁参照。
- (51) 北周では『周礼』に基づく六官制（天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官）が施行されていた。各府長官（六卿）は、専門分野を管轄する行政官であるが、実質的には順送りで元勲・宗室が就任

- する傾向が見え、北周初の段階で名譽職的性格を持っていた。前掲注(8)前島論文25頁参照。そのため各府長官については職掌を記さない。六官制下の各官職の職掌については、前掲注(35)『北周六典』を参照した。御正(天官府)については、前掲注(2)榎本あゆち論文参照。
- (52) 『周書』卷34・楊敷伝、「楊□墓誌」「楊褒墓誌」参照。「楊□墓誌」の拓本・錄文は、『隋代墓誌銘彙考』③No. 274、「楊褒墓誌」は前掲注(44)王慶衛・王煊論文参照。平田陽一郎「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」(『東洋史研究』70-2, 2011年)は、西魏・北周期の親信について、巨大な軍事機構である二十四軍の運用を支える側近集団であり、北魏の内官の系譜に連なるとする。
- (53) 『周書』卷22・楊寛伝参照。
- (54) 『周書』卷34・楊敷伝参照。
- (55) 「楊素墓誌」の拓本・錄文は、『隋代墓誌銘彙考』③No. 266 参照。
- (56) 前掲注(2)呂春盛書328-329頁でも楊素の事例をあげて同様の指摘をしている。なお、楊休・楊□(文偉?)・楊异・楊勰・楊朏については、いずれも墓誌が出土している。前掲注(44)・(49)王慶衛・王煊論文参照。拓本・錄文は、「楊朏墓誌」「隋代墓誌銘彙考」②No. 107、「楊勰墓誌」②No. 110、「楊异墓誌」③No. 203、「楊□墓誌」③No. 274、「楊休墓誌」③No. 276 参照。
- (57) 北周末に楊堅が丞相府を開くと、弘農楊氏からは、楊文遜が丞相府士曹參軍となり、楊実(楊素の従兄弟)が大丞相親信となっており、楊堅に協力的であった様子が窺える。「楊実墓誌」の拓本・錄文は、『隋代墓誌銘彙考』③No. 269 参照。
- (58) 『周書』卷15・于謹伝参照。
- (59) 李虎については、前島佳孝「李虎の事跡とその史料」(『人文研紀要』〈中央大学人文科学研究所〉61, 2007年)参照。
- (60) 『周書』卷30・于翼伝には「晉公護以帝委翼腹心、内懷猜忌。轉爲小司徒、加拜柱國。雖外示崇重、實疎斥之。(晉公護、帝、翼に腹心を委ねるを以て、内に猜忌を懷く。轉じて小司徒と爲り、加えて柱國を拜す。外は崇重を示すと雖も、實は之を疎斥す。)」とあり、于翼が宇文護に疎んじられていたことがわかる。
- (61) 蘇威夫人宇文氏は墓誌が発見されている。それによると宇文氏は大業12年(616)に没した。拓本・錄文は『隋代墓誌銘彙考』⑤No. 484 参照。
- (62) 『周書』卷23・蘇綽伝参照。
- (63) 氣賀澤保規「蘇威をめぐる隋の政界について」(『森鹿三博士頌寿記念論文集』同朋舎、1977年)は、蘇氏が閔中漢人郡姓に影響力を持っていたことを指摘している。
- (64) 『周書』卷9・皇后伝、『周書』卷50・異域伝下・突厥伝、平田陽一郎「周隋革命と突厥情勢——北周・千金公主の降嫁を中心に——」(『唐代史研究』12, 2009年)参照。阿史那氏は隋の開皇2年(582)に没した。墓誌が発見されている。拓本・錄文は『隋代墓誌銘彙考』①No. 004 参照。
- (65) 平田陽一郎「突厥他鉢可汗の即位と高紹義亡命政權」(『東洋学報』86-2, 2004年)参照。
- (66) 謝宝富「北朝婚齡考」(『中国史研究』1998-1), 前掲注(6)謝宝富書1-4頁参照。
- (67) 『周書』卷25・李賢伝参照。
- (68) 保定4年(564)に太傅(三公)就任に反対されたという逸話が『周書』卷19・楊忠伝に見える。しかし、当時太傅には「八柱国クラス」の于謹が任じられており、楊忠が就任する余地はなかった。
- (69) 『隋書』卷1・高祖紀上には、楊堅が宇文護に疎まれて殺害されそうになり、宇文護の側近の侯伏侯万寿に庇われたことが記されている。こうした記事から、楊忠・楊堅を反宇文護派とする見解は広く浸透している。代表的研究として、韓昇『隋文帝伝』(人文出版社、1998年)59-63頁、前掲注(2)榎本あゆち論文、前掲注(2)呂春盛書をあげておく。
- (70) 天和4年(569)に作られた榮陽鄭氏の「鄭術墓誌」には、次女・三女・五女が皇宗宇文氏(宇文謐・宇文談・宇文弘)に嫁いだとある。しかし、彼らはいずれも文献史料に見えず、系統不明である。また、官職が帥都督や中外府記室であり、北周宗室の官職にふさわしくない。前掲注(8)前島論文参照。おそらく、皇宗とあるものの、数代前に枝分かれした疏属か、賜姓された一族のいず

- れかであろう。「鄭術墓誌」の拓本・録文は、『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No. 1369 参照。
- (71) 『周書』卷32・陸通伝、「周太子太保步陸逞神道碑」、「周謙國公夫人步陸孤氏墓誌銘」参照。「周太子太保步陸逞神道碑」については、庾信撰・倪璠注・許逸民校点『庾子山集注』(中華書局、1980年) 753-771頁参照。「周謙國公夫人步陸孤氏墓誌銘」は、『庾子山集注』1027-1035頁に収められているだけでなく、実際に墓誌が出土している。『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No. 1378 参照。
- (72) 『周書』卷32・陸通伝参照。『周書』卷32・陸通伝附陸逞伝には、「晉公護雅重其才，表爲中外府司馬，頗委任之。尋復爲司會，兼納言，遷小司馬。(晉公護，雅に其の才を重んじ，表して中外府司馬と爲し，頗る之を委任す。尋いで復た司會と爲り，納言を兼ね，小司馬に遷る。)」とある。
- (73) 叱羅協は無能にも関わらず宇文護に抜擢された人物として低い評価が与えられていた。しかし、1990年に「叱羅協墓誌」が発見され、正史との比較検討を通じて叱羅協が優秀な武人官僚であったことがあきらかとなった。拓本・録文は『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No. 1385 参照。叱羅協像の再検討に関しては、瞿安全「叱羅協墓誌考釋」(『碑林集刊』8, 2002年) および前掲注(4)拙稿①参照。
- (74) 宇文俟墓誌には「女適顯武公叱羅金剛。(女顯武公叱羅金剛に適ぐ。)」とある。『漢魏六朝碑刻校注』10冊 No. 1391 参照。また、「叱羅協墓誌」から、天和元年(566)に婚姻したことがわかる。
- (75) 『周書』卷35・崔猷伝には、「猷深爲晉公護所重，護乃養猷第三女爲己女，封富平公主。(猷，深く晉公護の重んずる所と爲る，護，乃ち猷の第三女を養い己の女と爲し，富平公主に封す。)」とある。『北史』卷32・崔猷伝では、世宗の養女になったとしているが、当時世宗は24歳であり、養女を迎えたとは考えにくい。
- (76) 北周における博陵崔氏に関する研究には、前掲注(4)堀井論文がある。
- (77) 『周書』卷35・崔猷伝参照。
- (78) 建徳6年(577)10月の北齊の後主殺害後、宇文達に賜与された。『北史』卷14・后妃下伝参照。
- (79) 宮崎市定氏は、楊堅の娘が皇太子妃に立てられた理由について、有力な家柄から迎えると外戚として権力を振るうようになるため、上流中の下流の家柄として楊堅の娘を選んだとする。宮崎市定『隋の煬帝』(中公文庫、1987年、初出1965年) 38頁参照。しかし、楊忠は「十二大將軍クラス」であり、むしろ北周宗室・胡族系元勲と複数の通婚関係を持つ有力な家柄であった。一方、呂春盛氏は、楊忠・楊堅と宇文護の関係が悪く、「親周帝派」の傾向があったことが、皇太子妃選出の要因となったとする。前掲注(2)呂春盛書285頁参照。既に指摘したように、宇文護執政期に楊忠の子の楊瓊に武帝の娘が降嫁されており、楊氏全体が宇文護と険惡な関係であったわけではない。しかし、楊堅と宇文護の関係が悪かった可能性は高く、そのことが皇太子妃選出の一因になった可能性はある。
- (80) 建徳6年(577)時に柱国より一ランク上の上柱国を拜授していた人物は、宗室を除いて既に8名いた。前掲注(2)呂春盛書286頁、前掲注(9)前島論文参照。
- (81) 『隋書』卷1・高祖紀上参照。
- (82) 『隋書』卷75・儒林伝・何妥伝には「宣帝初欲立五妃，以問儒者辛彥之，對曰「后與天子四體齊尊，不宜有五。」妥駁曰「帝譽四妃，舜又二妃，亦何常數。」(宣帝、初め五妃を立てんと欲し、以て儒者辛彥之に問い合わせ、対えて曰く「后と天子と體を四しくし尊を齊しくす、宜しく五有るべからず」と。妥、駁して曰く「帝譽は四妃、舜も又二妃、亦た何ぞ常數あらん」と。)」とある。
- (83) 『周書』卷9・皇后伝参照。また、『北齊書』卷25・張亮伝、同書卷30・高範政伝、同書卷50恩倖伝などに、爾朱兆・高歡・文宣帝に仕え、北齊の武平年間に開府・封王になったことが断片的に記されている。『周書』卷9・皇后伝に「自云穎川人」とあること、爾朱兆の倉頭出身であることから、北鎮出身の胡族系武人と思われる。
- (84) 『北史』卷54・司馬子如伝附司馬消難伝参照。
- (85) 一般的に尉遲迴は「十二大將軍」に数えられていないが、「十二大將軍」と同時期の大統16年(550)に大將軍となっており、達奚武・豆盧寧などの「十二大將軍クラス」と同じく孝閔帝元年

会田 大輔

- (557) に柱国となっている。ここから彼は「十二大将軍クラス」とみなせる。前掲注(1)山下論文・前掲注(4)藤堂論文・前掲注(9)前島論文参照。大象2年(580)時点で生存していた「十二大将軍クラス」は尉遲迴と竇熾のみである。ただし、柱国拜授時期・国公拜授時期・官歴などからみて、尉遲迴が竇熾より格上である。
- (86) 『周書』卷7・宣帝紀にも「西陽公溫，杞國公亮之子，即帝之從祖兄子也。其妻尉遲氏有容色，因入朝，帝遂飲之以酒，逼而淫之。亮聞之，懼誅，乃反。總誅溫，即追尉遲氏入宮，初為妃，尋立為皇后。(西陽公溫，杞國公亮の子，即ち帝の從祖兄の子なり。其の妻尉遲氏容色有り，因りて入朝し，帝遂に之に飲ますに酒を以てし，逼りて之を淫す。亮之を聞き，誅さるるを懼れ，乃ち反す。總かにして温を誅し，即ち尉遲氏を追いて宮に入れ，初め妃と爲し，尋いで立てて皇后と爲す。)」とある。
- (87) このことは前掲注(2)呂春盛書285-289頁、前掲注(69)韓昇書69-75頁などに詳しい。
- (88) 黄永年「尉遲迴相州掌兵事發微」(『中国史学』11, 2001年)，前掲注(2)呂春盛書294-305頁、李鴻寶「尉遲迴事変及其結局」(『隋唐五代諸問題研究』中央民族大学出版会, 2006年) 参照。
- (89) 前掲注(65)平田論文参照。
- (90) 前掲注(64)平田論文参照。
- (91) 『周書』卷30・竇熾伝、同巻于翼伝、『隋書』卷37李穆伝など参照。
- (92) 弘農楊氏については、本稿第二章(2)参照。博陵崔氏では、崔猷の子の仲方と李弼(「八柱国クラス」・徒何氏)の孫娘、崔說の娘と尉遲迴の子との通婚が確認できる。前掲注(4)堀井論文参照。
- (93) 前掲注(4)拙稿③参照。
- (94) 前掲注(8)毛論文参照。
- (95) 北周の軍事体制(二十四軍制)の胡族的側面については、前掲注(52)平田論文参照。
また竇氏は南北朝時代から唐初にかけてオルドスに勢力を持ち続けた。前掲注(15)石見論文参照。

The Marital Trends of the Northern Zhou Imperial Family: Using the *Yang Wen-sun* 楊文懸 *mu zhi* as a Key Primary Source

AIDA Daisuke

It is a known fact that the ruling class and the military systems of Sui and Tang dynasties originate in the Western Wei and Northern Zhou dynasties. Thus, the studies of Western Wei and Northern Zhou are crucial in understanding the developments from the Northern and Southern Dynasties to Sui and Tang. However, relatively little attention has been paid hitherto on the political trends of Western Wei and Northern Zhou. This paper examines the marital trends of the imperial family of Northern Zhou, the Yuwen 宇文 clan, during the Western Wei and Northern Zhou dynasties, and how the emperor and the authorities of the two dynasties controlled the various existing powers. The recently discovered epitaph of Yang Wensun 楊文懸 provides some effective hints in considering this matter. Yang Wensun is a son of Yang Kuan 楊寬 who was a Chinese aristocrat and a Western Wei and Northern Zhou dignitary with considerable achievements. The content of his epitaph reveals the position of the Hongnong 弘農 Yang clan during Western Wei and Northern Zhou, and the marital trends of the Yuwen clan during the first half of the Northern Wei period.

This paper carries out the discussion in two parts, by first examining the Western Wei period and the first half of Northern Zhou period, and then the second half of Northern Zhou period. As a result, the following was revealed. In order to stabilize the nation's foundation, the Yuwen clan repeatedly intermarried with the statesmen of nomadic origin, so as to strengthen the relationship, as the power was passed on throughout three generations, from Yuwen Tai 宇文泰 to Yuwen Hu 宇文護 to Wudi 武帝. However, on the occasion of Yang Jian 楊堅's attempt to usurp the throne, most of the statesmen of nomadic origin supported Yang Jian. On the other hand, throughout Western Wei and Northern Zhou, marriages with Chinese aristocrats were extremely rare, and close marital ties did not develop. Although Mingdi 明帝 planned a marriage with the Hongnong Yang clan (弘農楊氏), it did not realize. Yuwen Hu intermarried with Su Wei 蘇威's clan, but did not further the policy. As a result, many of the Chinese aristocrats sided with Yang Jian on his attempt at the usurpation.

Keywords: Northern Zhou, Yuwen clan, Hongnong Yang clan, Marriage